

政策 1 経済の安心を生み出す

| | | |
|------|----------------------|----|
| 施策 1 | 中小企業の振興…………… | 2 |
| 施策 2 | 農林業の振興…………… | 4 |
| 施策 3 | 観光の振興…………… | 6 |
| 施策 4 | 地域経済の振興と就労の推進…………… | 8 |
| 施策 5 | 産業拠点の形成と企業定着の促進…………… | 10 |

施策1 中小企業の振興

めざす姿

- 商工業者と市民が協働し、まちのにぎわいづくりや地域資源の活用によって地域経済が活性化し、雇用が安定しています。

課題と基本方針

- 本市は、道路・鉄道などの利便性や京阪神圏・中京圏への立地ポテンシャルなどから企業立地が進み、雇用・税収やまちのにぎわいなどが支えられてきましたが、近年の社会経済情勢から地域経済の縮小を見据えた取り組みが必要です。
- 産業振興は地域を活性化し、市民生活を維持していく上で、その重要性が高まっています。
- 商業・サービス業等においては、商業の活性化とともに市民の身近な買物サービスの提供を維持するためにも、市内における消費拡大を図る必要があります。
- 工業等においては、新たな企業立地促進だけでなく、新たな取り組みで自ら活性化に挑戦する既存市内企業の意欲や次世代の後継者や新たな起業家の育成発掘と、それを支える環境整備が必要です。
- 中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の経営基盤の強化に努めます。
- 地域住民と商工業者が一体となって、本市商工業の活性化を図っていきます。特にJR手原駅・安養寺やJR栗東駅を中心とした地域において、新規創業者や事業拡大等への支援により、空き店舗の減少とにぎわいある商業集積の形成を進めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 産業活性化の取り組みへの支援
- 地域への愛着の情勢や内外への情報発信

【事業者等に期待される役割】

- 地域貢献する活動の展開

【行政の役割】

- 各関係機関と連携し、創業者等への支援

基本事業

1 商工振興ビジョンの推進

(1) 商工振興ビジョンの推進（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】

- 中小企業振興基本条例及び商工振興ビジョンに基づき、本市の新たなまちづくりと整合を図り、中小企業振興施策を推進します。
- 商工業者や識見を有する者等で組織する中小企業振興会議において、中小企業振興施策の検討と効果検証を行います。

2 商工業の振興

(1) 既存立地企業の強化（SDGs⑨／総合戦略）【商工観光労政課】

- 関係機関と連携し、企業の技術力や経営効率化の支援、設備投資、生産性の向上など、企業経営の高度化や技術開発、マーケティングへの取り組みを支援するとともに、中小企業の円滑な事業承継の支援と経営基盤の強化に取り組みます。

(2) 創業支援（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】

- 新規創業の支援機関の紹介や支援制度の情報提供など、ものづくりやその関連分野における起業を支援します。
- 関係機関と連携し、創業に関する専門家による相談会やセミナーなどの取り組みにより、創業希望者の課題解決のための支援を行います。

(3) 地域と協働する企業の育成【商工観光労政課】

- 地域行事・団体に関する情報や市政情報の報告など、まちづくりに関する情報の企業への提供を推進します。

(4) 中心市街地の活性化（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】

- JR手原駅から市役所方面に向かう一帯とJR栗東駅周辺を本市の中心市街地と位置づけ、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本としたまちづくりに向けて、地域の関係者とともに取り組みます。

(5) 商業共同事業の促進（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】

- 商業振興組織の活性化を図ります。
- 事業者等による共同事業や地域と連携した活性化への取り組みを支援します。

(6) 個店の育成（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】

- 空き店舗対策をはじめとした出店を促進する情報提供と、自店の特徴を活かした大型店にはない個性ある個店づくりのため、開業や出店を支援します。

(7) 異業種間交流の促進【商工観光労政課】

- 農業や観光と連携した商品・特産品開発など、他産業との連携による商業の活性化を促進します。

関連する計画

- 商工振興ビジョン

施策2 農林業の振興

めざす姿

- 経営主体の強化や担い手の育成が進み、農地・森林が保全されるとともに、持続可能な農林業が活発に営まれています。

課題と基本方針

- 農林業を取り巻く環境は、農林業の担い手の減少等、厳しい状況ですが、健全な社会の礎となる食料供給や防災など、農林業・農山村が持つ、多面的な機能を将来にわたって維持・発揮するうえで、その活性化は重要です。
- 優良農地の確保や森林資源の保全、経営主体の強化、担い手の育成、都市近郊農業の推進などにより、各地域の特色を活かしながら、農林業生産者の所得の向上を図り、担い手が安心して農林業ができる体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 本市の農地や農村が市民生活に果たしている役割の理解
- 地域ぐるみの農地の保全活動への参加

【事業者等に期待される役割】

- 体験型学習や地域体験への参加・協力
- 農商工、産学公連携による商品開発研究
- 農林産物の地域ブランド力の向上

【行政の役割】

- 農業者、市民・団体、事業者等が連携・協働できる環境づくり
- 市内産農産物の積極的な取り扱い
- 農林業生産基盤の整備推進、保全
- 経営主体への支援と担い手、就農希望者の育成
- 森林環境譲与税の活用

基本事業

1 優良農地の確保と適正利用の推進

- (1) 農地等利用の最適化の推進（SDGs⑮／総合戦略）【農林課／農業委員会事務局】
- 担い手農家への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消に取り組みます。
 - ハウス栽培の導入など、農地の高度利用を促進します。

2 農業生産の充実

- (1) 集落営農組織の法人化と認定農業者への支援（SDGs⑪／総合戦略）【農林課】
- 営農規模の拡大や農産物の増産による生産の効率化を促進します。
 - 集落営農組織の法人化など持続可能な経営体制の整備を促進します。
- (2) 新規就農の促進【農林課】
- 認定農業者の育成や農福連携への参入など、新規就農の多様な機会を創出します。
- (3) 六次産業化の推進【農林課】
- 地の利を活かした農産物を活用し、製造業や流通・サービス業との連携で新たな付加価値を生み出す農林業の六次産業化を促進します。

3 農業生産基盤の整備

- (1) 土地改良事業の推進、農業用機械の大型化・近代化の支援（SDGs⑪／総合戦略）【農林課】
- ほ場整備や農道・用排水路の整備により、農地の集団化や農業用機械の大型化・近代化、農業用水の安定供給を図り、生産性の高い効率的かつ安定的な農業経営を促進します。

4 森林資源の保全と活用

- (1) 新たな森林管理システムを活用した森林整備の推進（SDGs⑪／総合戦略）【農林課】
- 森林境界の明確化や林地台帳整備、間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、新たな森林管理システムを活用した森林整備を促進します。

関連する計画

- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画
- 都市農業振興基本計画

施策3

観光の振興

めざす姿

- まちの優れた自然・文化遺産等を活かした観光産業の活性化と多言語案内やSNSなどを活用した観光情報の発信により、来訪者が増加しています。

課題と基本方針

- 金勝山をはじめとする豊かな自然や旧東海道など、癒しを与える資源を有していますが、観光客は決して多いといえない状況にあります。
- 行祭事やイベントには幅広い市民参画がありますが、より集客性を高める仕掛けが必要です。
- 市民・事業者・行政が一体となり、まちづくりの一環として観光を展開することで、総合的な力を発揮するとともに、観光客を温かく迎え入れる意識を育み、滞在時間を延ばすことが大切です。
- 観光に対する人々の期待や意識の多様化により、観光ニーズに応じた新鮮な情報の提供や、地域性を活かした土産物の開発など、情報ネットワークを効果的に活用した取り組みを推進し、市内各拠点の利用を促進していく必要があります。
- 観光資源を活用した多様な企画運営や市民と来訪者の交流の機会を創出し、地域文化と関連産業の活性化を図ります。
- 広域的な観光事業の展開を図り、誘客拡大を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 観光拠点の情報収集と魅力発信
- 来訪および観光消費に繋がるイベント等の開催

【事業者等に期待される役割】

- 観光施設の充実
- 観光PRに繋がる協力・支援
- 来訪および観光消費に繋がるイベント等への協力

【行政の役割】

- 観光拠点の魅力や情報の発信
- 観光関係機関との連携強化

基本事業

1 観光資源の創出と事業展開

- (1) 総合的な観光戦略の推進（総合戦略）【商工観光労政課／農林課】
 - まちぐるみで来訪者を受け入れる仕組み、雰囲気づくりを推進します。
 - 農林業や商工業など、まちの個性と魅力を形成する他産業等と連携した観光の振興を図ります。
- (2) 地域の特性を活かしたまつり等の開催（総合戦略）【商工観光労政課】
 - 「りっとう市民秋まつり」などの開催支援や、JRA栗東トレーニング・センターと連携した馬を活かしたイベントやレクリエーションなどを活用しながら促進します。
- (3) 観光物産協会や商工会等と連携した事業展開（SDGs⑩／総合戦略）【商工観光労政課／農林課】
 - 観光資源の創出・魅力化や戦略的なイベント展開など、市民・関連団体・行政が一体となった観光まちづくりを推進します。
 - 関係団体と連携し、特産品の推奨や新たな商品の開発等を支援します。

2 観光客受け入れ整備

- (1) 観光案内機能の充実（総合戦略）【商工観光労政課】
 - 多言語対応を含め、観光案内機能の強化・充実に努めます。
 - 観光客の立ち寄り施設における観光案内や情報提供の充実に努めます。
- (2) ボランティア観光ガイドの育成（SDGs⑩）【商工観光労政課】
 - ボランティア観光ガイドの活動の支援に努めます。
- (3) 観光施設の維持管理【商工観光労政課】
 - ハイキングコースなど主要な観光施設について、地元自治会等関係団体との連携により、美化・維持管理に努めます。

3 観光情報提供の充実

- (1) 観光・イベント情報の発信（総合戦略）【商工観光労政課】
 - カテゴリー別の情報誌やパンフレットなど、観光客のニーズに応える情報発信の充実に努めます。
 - SNSをはじめとするインターネットを活用した情報の配信に努めます。
 - 観光物産協会やびわこビジターズビューローと連携し、総合的な情報の配信を推進します。
- (2) 広域観光の推進【商工観光労政課】
 - 湖南地域観光振興協議会を通じた広域観光を推進します。

関連する計画

- 観光振興ビジョン

施策4

地域経済の振興と就労の推進

めざす姿

○企業の人材確保や生産性向上等により、地域経済の振興と就職困難者等の安定就労が実現しています。

課題と基本方針

- 人口に占める生産年齢（15～64歳）人口の比率は、本市では比較的高くなっていますが、近年、通勤における市外への流出が拡大しており、特に中小企業において働き手（人材）の確保が困難となってきました。
- 働き方改革や人材確保の困難性等を踏まえ、労働生産性の向上が求められています。
- 障がい者等の定義に該当しない人や複合的要因等による、就職困難者等に対して個々の実情に応じた就労支援が求められています。
- 市内企業の魅力情報発信による人材確保支援と、先端設備等の導入による生産性の向上支援により地域経済の活性化に努めます。
- 就職困難者等への情報提供や相談支援、技能取得に向けた支援を行います。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 地域経済活性化へつながる地産地消への地域での取り組み
- 就職困難者等への社会参加促進に向けた理解と就労支援

【事業者等に期待される役割】

- 市内企業との連携や情報交流を通じて、地域経済の循環と雇用の安定化の推進
- 事業主等の人権意識の高揚を図り、就職困難者等への積極的な就労支援と協力

【行政の役割】

- 地域経済の循環（域内調達等）・安定化の拡大
- 企業の労働生産性向上支援及び人材確保支援
- 働く意欲がありながら様々な要因による就職困難者等への就労支援の推進

基本事業

1 人材確保・生産性向上の支援

- (1) 人材確保の支援（SDGs⑧／総合戦略）【商工観光労政課】
 - 市内企業の魅力情報を発信し、外国人就業者を含む新たな人材の確保と企業の定着へ繋がるよう情報の提供を推進します。
- (2) 労働生産性向上の支援（SDGs⑨）【商工観光労政課／税務課】
 - 導入促進基本計画に基づき導入された先端設備等について、一定の税の免除措置により設備投資と労働生産性の向上を支援します。

2 就労支援の促進

- (1) 就職困難者等の就労支援（SDGs⑩／総合戦略）
 - 【商工観光労政課／障がい福祉課／子育て応援課】
 - 就労支援計画に基づき、就職困難者等への就労相談により、就労を支援します。
 - 公共職業安定所等との連携により、就業機会の拡充や雇用に関する情報提供、技能取得の補助を行います。
- (2) 就労相談等支援の実施（SDGs③／総合戦略）【障がい福祉課／商工観光労政課】
 - 障害者働き・暮らし応援センターへの支援による相談支援体制の充実や自立支援給付（就労継続支援、就労移行支援）を通じて、障がいのある人の就労を支援します。

関連する計画

- 導入促進基本計画（生産性向上特別措置法に基づく）
- 就労支援計画

施策5

産業拠点の形成と企業定着の促進

めざす姿

- 交通の要衝として恵まれた本市の地域特性を活かし、インフラ整備による広域連携が強化され、産業拠点に企業が定着し、新たな産業拠点の形成と就業者の増加が進んでいます。

課題と基本方針

- 企業や事業者が期待する立地適地が少なく、新たな企業立地や市内企業の拡張が難しい状況です。
- 幹線道路の整備を活かし、比較的大規模な敷地が確保できる地域において、新たな産業拠点整備の事業化を進め、民間活力を活かした活力を創出するまちづくりを推進します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 事業者が実施する事業への協力
- 地権者組織による土地活用

【事業者等に期待される役割】

- 事業用地の活用

【行政の役割】

- 滋賀県や近隣市との調整
- 企業誘致

基本事業

1 新たな企業の誘導

(1) 企業の立地促進 (SDGs⑧⑨⑪⑫⑰)【商工観光労政課】

- 工場等誘致に関する奨励金の交付や企業立地を促進する制度の活用等により、地域の活性化に寄与する新たな企業の立地を促進します。
- 企業や土地活用にかかる関係者との情報提供ネットワークの構築を図り、企業立地をを促進します。

(2) 東部地区開発整備の促進 (SDGs⑧⑨⑪⑫⑰)【商工観光労政課】

- 東部地区における開発・整備計画に基づき、引き続いて本市東部地区における新たな産業用地の整備を促進し、企業立地と地域経済の活性化、雇用の拡大・安定化を図ります。

2 まちづくり基本構想（後継プラン）の促進

(1) 用地の効果的な活用の促進 (SDGs⑨⑪⑰)【国・県事業対策課】

- 現地における土地概要等の説明や地権者とのマッチング支援など、民間事業者による土地活用を促進します。

(2) 手続きの円滑化【国・県事業対策課】

- 開発許可申請時における県及び市の意見集約など、円滑な事業推進を支援します。

関連する計画

- 東部地区まちづくり総合整備計画
- まちづくり基本構想（後継プラン）

政策2 教育・子育ての安心を育む

| | | |
|-----|------------------|----|
| 施策1 | 地域の子育て支援…………… | 14 |
| 施策2 | 子育て家庭への支援…………… | 16 |
| 施策3 | 就学前教育・保育の充実…………… | 18 |
| 施策4 | 学校教育の充実…………… | 20 |

施策 1

地域の子育て支援

めざす姿

- 次代の社会を担う子どもが健やかに育つとともに、身近な地域において子育てしやすい環境が整備されています。

課題と基本方針

- 本市では放課後児童健全育成事業（学童保育）に対する需要が増えており、その需要に対する供給の確保が課題となっています。このため、学童保育所の整備と安定した運営への支援を行います。
- 身近な地域において孤立することなく子育てを楽しみ、また、保護者同士の交流を深めるためにも、児童館の安定した運営は不可欠です。このため、運営に携わる必要な職員の確保に努めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 地域ぐるみの子育て支援活動への参加

【事業者等に期待される役割】

- 体験型学習などへの協力

【行政の役割】

- 子育て支援に係る的確な情報提供

基本事業

1 学童保育所の充実

(1) 学童保育所運営の充実【子育て応援課】

○放課後の児童の安全と成長支援・健全育成を実践する取り組みの充実を図るとともに、家庭が抱える課題への助言など、事業者との連携による運営の充実を図ります。

(2) 学童保育所の整備【子育て応援課】

○学童保育所の需要見込みに合わせて必要な施設を整備するとともに、子どもが安心して利用できるよう老朽化した学童保育所の改修を進めます。

2 児童館の充実

(1) 児童館運営の充実【子育て応援課】

○児童館の開館日数を安定させるために、必要な職員の確保に努めます。

(2) 児童館活動の充実【子育て応援課】

○子どもも保護者も楽しみながら利用できる児童館であるために、様々な事業の展開を図ります。

(3) 児童館の維持補修【子育て応援課】

○老朽化した児童館の維持補修など子どもたちが安全に利用できる環境を整備します。

3 家庭・地域・学校の連携強化

(1) 家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備（SDGs④）【学校教育課／幼児課／生涯学習課】

○保護者・地域住民（団体）が学校等と連携を図り、子育てに関する学習機会や情報提供を通じて、家庭や地域の教育力を高め、家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境整備に努めます

(2) 地域ぐるみの学校安全体制整備（SDGs④）【学校教育課】

○地域のスクールガードや保護者の協力を得ながら、校園内外や通学路における子どもたちの安全を見守ります。

4 青少年の健全育成

(1) 地域ぐるみの健全育成運動の展開と啓発（総合戦略）【生涯学習課】

○放課後子ども教室など、地域ぐるみで子どもを育てる機会や環境の充実を推進します。

(2) 青少年交流の促進【生涯学習課】

○成人式の開催、野外体験活動（アドベンチャーキャンプ）の実施など、青少年の活躍・体験の機会づくりを推進します。

(3) 教育環境浄化及び非行防止対策の推進【生涯学習課】

○街頭補導や青少年相談活動により、青少年にふさわしい明るく豊かな地域の環境づくりを促進します。

関連する計画

○子ども・子育て支援事業計画

施策2

子育て家庭への支援

めざす姿

- 家庭や地域において、全ての保護者と子どもが孤立することなく安心して子育てが行える環境が整備され、健やかで心豊かに暮らしています。早期からの適切な発達支援サービスを受けることができ、子どもたちが集団に適応し健全に育っています。

課題と基本方針

- 本市では地域子育て支援センターを市内に4箇所設置していますが、相談に対応する職員の確保が課題となっています。このため、支援に携わる必要な職員の確保に努めます。
- 保護者による子育てへの不安等に起因する子どもへの虐待は、深刻な課題です。このため、個別ケースへの対応と関係機関と連携した保護者への指導助言を図ります。
- ひとり親家庭が抱える生活課題を解決するため、個々の状況に応じた適切な支援と公的サービスの利用に向けた助言を行います。
- 発達障がいについての認知が少しずつ進み、障がい児支援に対する高いニーズがあります。支援を必要とするすべての幼児、児童、生徒に対して適切な支援サービスの機会を提供します。
- 各校園、家庭児童相談室、児童相談所、学童保育所、民生委員・児童委員、児童館、障がい児支援施設等、関係機関との円滑な支援連携により、家庭での適切な親子の愛着形成、学校や社会での集団適応、そして自尊感情の育成を図ります。
- 少子高齢化や核家族化により子どもと触れ合う機会が少ないまま親になり、様々な情報が氾濫する中で、子育てに悩む人もいます。
- 子どもを安心して生み育てるために、妊娠期からの健康づくりを推進するとともに、子どもの生涯にわたる健康の基礎づくりとしての望ましい生活習慣の形成と成長発達を促します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 子どもの成長・発達についての正しい知識の深化と必要な健康行動
- 子育ての悩みへの対応など、地域ぐるみの子育て家庭の見守りや支援
- 発達障がいに対する正しい理解、啓発

【事業者等に期待される役割】

- 子どもや子育て世代を見守り、不安を感じた時に相談や人・社会と交流できる場の提供
- 子育て家庭に対する就労機会の提供
- 障がいに対する正しい理解と障がい児支援サービスの適切な運営・支援協力啓発

【行政の役割】

- 子育てについて学び、相談できる場の提供
- 適切な児童発達支援事業の提供
- 発達障がいに対する正しい理解の啓発と子育て家庭への的確な情報提供
- 心理士、保育士等人材の育成・確保

基本事業

1 地域子育て支援センターの機能充実

- (1) 地域子育て支援センターの運営（総合戦略）【子育て応援課】
 - 地域子育て支援センターの機能を十分に果たすために、必要な職員の確保に努めます。
- (2) 地域子育て支援センターの機能充実（総合戦略）【子育て応援課】
 - 保護者の子育てに関する様々な相談に役立つ各種事業を展開します。

2 家庭養育の支援

- (1) 保護者からの相談対応【子育て応援課】
 - 保護者の子育てに関する様々な不安や悩みを解消するために、個々の状況に応じた適切な指導助言を行います。
- (2) 児童虐待などへの対応【子育て応援課】
 - 児童虐待の予防と早期発見、虐待を受けた児童の保護、また虐待を行った保護者に対する指導の充実を図ります。
- (3) 発達障がい児及び家族等の支援（SDGs④）【子ども発達支援課】
 - 市内校園との協働で、子どもへの関わり方・とらえ方、育児の知識等、保護者の育児支援に努めます。
- (4) 家庭の教育力の向上（SDGs④）【幼児課】
 - 保育園等からの指導や子育てに関する学習機会や情報提供を通じて子どもの健全な心身の育ちを援助します。

3 ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭の自立に向けた支援【子育て応援課】
 - ひとり親家庭に対する様々な公的サービスに係る情報提供および個々に応じた必要な支援を行います。

4 早期からの発達相談

- (1) 発達相談・検査の推進（SDGs④／総合戦略）【子ども発達支援課】
 - 保護者や校園の依頼に応じ、発達相談を行うことで家庭を支え、必要に応じて発達検査を実施し、適切な子どもとの関わり方等、客観的な助言を行います。

5 母子保健の推進

- (1) 妊婦健康診査等の推進（総合戦略）【健康増進課】
 - 妊婦健康診査の受診勧奨など、母子健康手帳の交付をきっかけに妊産婦の健康管理を支援し、リスクの高い妊産婦等に対して関係医療機関と連携し、継続的な支援を行います。
- (2) 乳幼児健康診査等の実施【健康増進課】
 - 乳幼児健康診査等の機会を通じて、望ましい生活習慣の形成と成長・発達を支援します。

関連する計画

- 子ども・子育て支援事業計画

施策3

就学前教育・保育の充実

めざす姿

- 子育ての意義が深く理解された地域環境の中で、家庭が子育てに喜びを感じ、子どもたちが健やかに育っています。

課題と基本方針

- 本市では子育て世帯の転入も多く、低年齢児を中心に就学前保育・教育に対するニーズは依然として高く、保育園で待機児童が生じています。また、保育無償化のスタートによるさらなるニーズの増加に対応するため、適切な就学前教育・保育の機会を提供します。
- 子育て家庭が地域で孤立することがないように、子育てを地域ぐるみで支える意識を促進します。
- 全国的に児童虐待やいじめ等の事件事故が発生しているため、地域ぐるみで未然防止を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 各園の子育て支援活動への参加・支援
- 虐待やいじめの関係機関への通報

【事業者等に期待される役割】

- 法人立保育所の運営
- 地域活動への参加・協力

【行政の役割】

- 適切な就学前教育・保育の機会を提供
- 就学前教育・保育人材の育成・確保

基本事業

1 就学前教育・保育の提供

(1) 特定教育・保育の実施（SDGs④）【幼児課】

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、良質かつ適切な内容・水準の特定教育・保育を提供します。

(2) 民間活力の導入（SDGs④）【幼児課】

- 民間事業者が運営する私立保育所を誘致し、民間活力の活用による保育サービスの充実を図ります。

(3) 就学前保育・教育環境の向上（SDGs④）【幼児課】

- 保育園・幼稚園・幼児園施設の施設改善、維持補修など保育・教育環境を整備します。
- 既存幼児園の認定こども園への移行も含め新たな施設整備を図ります。

2 就学前教育・保育の人材の育成・確保

(1) 就学前教育・保育人材の確保（SDGs④／総合戦略）【幼児課】

- 保育関連就職説明会や研修会を実施し、潜在保育士を含めた新たな人材を育成、確保します。

(2) 民間事業者の人材確保の支援（SDGs④）【幼児課】

- 民間事業者に対して保育士の処遇改善や雇用促進を支援します。

関連する計画

- 子ども・子育て支援事業計画

施策4

学校教育の充実

めざす姿

- 次代を担う児童生徒が心身ともに健やかに育ち、心豊かにたくましく生きる人材として市民の期待が高まっています。

課題と基本方針

- ライフスタイルの多様化や情報技術の進化に伴うコミュニケーション手段の変化をはじめとして、子どもの成長を取り巻く環境が複雑化し、いじめや不登校なども大きな社会問題となっています。
- 本市においては、「いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」の制定など、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくりに取り組んできましたが、今後も、誰もが安心して道徳性や豊かな人間性を育み、主体的に力を発揮できる人を育成する教育機会を確保していくことが重要です。
- 児童生徒の学ぶ意欲や基礎学力の向上とともに、基礎学力の定着に向けて「きらりフルチャレンジ」を継続するとともに、外国語教育の充実および言語能力育成に向け「ことばのチカラ・プロジェクト」を推進していきます。
- 子どもの権利を尊重するとともに、一人ひとりに対応したきめ細やかな支援を行うため、児童生徒支援や特別支援教育の充実に取り組めます。
- 高度な先進技術の導入で多様な課題解決を図る情報社会に対応した子どもの育成を目指して、学校ICT環境の整備に取り組めます。
- 学校給食においては、給食提供を通じて、子どもたちの健康増進や食生活の改善を図るとともに、地元食材や郷土料理を取り入れた献立で地産地消を推進しますが、生産農家等と連携して、安定的な地元食材の量の確保を行う必要があります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 学校教育・活動への参画、家庭における規範意識や生活習慣の徹底など教育力向上への取り組み

【事業者等に期待される役割】

- 学校教育・活動への参画、人材・スタッフとしての派遣・協力

【行政の役割】

- 小学校、中学校教育環境の質的向上

基本事業

1 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の向上 (SDGs④／総合戦略)【学校教育課】
 - 学ぶ意欲や基礎学力の向上に加え、外国語教育の充実及び言語能力の向上を目指す「ことばのチカラ・プロジェクト」を推進します。
- (2) 道徳教育の推進 (SDGs④)【学校教育課】
 - 学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を啓発・推進します。
- (3) 健康増進・体力の向上【学校教育課】
 - 子どもの体力の向上と健康の保持増進、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成を図ります。
- (4) 不適応児童生徒の支援 (SDGs④)【学校教育課】
 - 教育相談事業、支援室事業を通じた児童生徒支援の充実を図ります。
- (5) 特別支援教育の推進 (SDGs④／総合戦略)【学校教育課】
 - 特別支援教育支援員の配置、特別支援学級への訪問等による特別支援教育の更なる充実を目指します。
- (6) 教職員の資質向上と学校の機能充実 (SDGs④)【学校教育課】
 - 校内研修の充実、教育研究奨励事業の実施、研修講座への参加を進め、地域に根ざした開かれた特色ある学校づくりを目指します。

2 教育環境の整備

- (1) 学校施設・設備の充実 (SDGs④／総合戦略)【教育総務課】
 - 児童・生徒数の増加に対応した小学校・中学校の施設整備による適正な教育環境の確保を推進します。
 - 小学校、中学校施設の計画的な施設改善・維持補修や時代の変化に対応した教育環境の整備に努めます。
- (2) 安全な通学環境の確保【教育総務課】
 - 通学路の安全確保や不審者対策など、保護者や地域、関係機関との連携による学校の安全対策の強化に取り組みます。

3 小・中学校、幼稚園等における給食の提供

- (1) 安全・安心な給食の提供【学校給食共同調理場】
 - 小・中学校、幼稚園等の子どもに対し、心身の健康と体力を育む、安全・安心でバランスのとれた魅力ある給食を提供します。
- (2) 給食等を通じた食育の推進【学校教育課／学校給食共同調理場】
 - 地元食材を活かした地産地消や食に関する意識の啓発など、食に関する実践的な授業や給食を通じて、子どもや保護者が健全な食生活を実践できる食育を推進します。

関連する計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育振興基本計画
- いじめ防止基本方針

政策3 福祉・健康の安心を築く

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 施策1 | 健康づくりと医療体制の充実…………… | 24 |
| 施策2 | スポーツの振興…………… | 26 |
| 施策3 | 地域福祉の推進…………… | 28 |
| 施策4 | 高齢者福祉の推進…………… | 30 |
| 施策5 | 障がい者福祉の推進…………… | 32 |
| 施策6 | 保険・年金制度の適正な運営…………… | 34 |

施策1

健康づくりと医療体制の充実

めざす姿

- 生涯を通じて市民が自らの健康について関心を深め、健康づくりを実践し、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できています。また、地域医療体制が整備され、安定した良質な医療が確保されています。

課題と基本方針

- 健康づくりの行動指針となる「健康りっとう21」を策定し、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できる健康寿命の延伸を図ってきました。しかし近年、生活習慣病やその予備群も多いことから、健診の受診や日常的な生活改善など、将来にわたる健康づくりに向けた市民意識の向上と主体的な取り組みがますます重要になっています。
- QOL低下の要因となる生活習慣病の発症や悪化を予防する生活習慣を身につけ、実践できるよう、情報提供や働きかけを行います。
- 食生活は、生活習慣の中でも健康の基盤となるものですが、生活の多様化に伴い、朝食の欠食、偏食や食生活の乱れなど、豊かさの中で健全な食生活への配慮がなされていない傾向があり、「食育」をさらに進めていく必要があります。
- 自然の恩恵や食に関わる人への感謝の気持ちや理解を深め、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の保持増進などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する力を身につけるために、食育を推進します。
- 安全・安心な生活を確保する上で医療サービスや救急医療に対する関心が高まっており、本市においては今後も人口増加によるニーズの拡大も予想されています。このため、地域中核病院の整備やかかりつけ医制度の普及など安定した良質な医療を確保し、人口の増加に対して不安のない地域医療及び救急体制の充実を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 健康を支える生活習慣を形成するための行動の実践
- 健全な食生活を実践できるよう、自分の食について選択
- 自らの健康に関心を持ち、かかりつけ医を持つことで医療を適正に利用

【事業者等に期待される役割】

- 市民が日常生活において身近な場所で知識を得たり、主体的な取り組みにつながったりする機会や場の提供
- 医療機関による各々の特性の周知と健全な事業運営

【行政の役割】

- 健康づくりや食育に関する知識の普及や啓発
- 関係機関の調整を通じて市民の取り組みを支援する環境づくり
- かかりつけ医制度の普及・啓発
- 地域中核病院や休日急病診療体制への運営支援

基本事業

1 健康づくりの推進

(1) 「健康りっとう21」の推進【健康増進課】

- 健康に関する情報提供や啓発、各種事業、各種検診の実施など健康的な生活習慣が実践できる取り組みを通じて「健康りっとう21」を推進します。

2 疾病の予防

(1) 各種検診（がん検診等）の実施【健康増進課】

- 法令に基づく各種検診（がん検診等）の実施により、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

(2) 各種予防接種の実施【健康増進課】

- 法令に基づく各種予防接種の実施により、疾病の予防と重症化予防を図ります。

(3) 保健事業の推進（SDGs③／総合戦略）【保険年金課／健康増進課】

- 国民健康保険被保険者の対象者への特定健康診査等により、生活習慣病の発症予防、早期発見を促進するとともに、生活習慣の改善を目的とした保健指導による対象者の健康管理に対する意識の向上を図ります。

3 地域に根ざした食育の推進

(1) 食育推進計画の推進【健康増進課／子育て応援課／幼児課／農林課／学校給食共同調理場／学校教育課】

- 関係機関が連携しながら、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣の形成と健全な食生活の実践を推進します。

(2) 生産者と消費者の交流の促進（総合戦略）【農林課】

- 学校現場とも連携した「たんぼのこ体験事業」などの取り組みを通じた農林業体験や地元につながる伝統食・郷土料理体験など、地元農産物の生産者と消費者、子どもとの交流を深め、食の大切さや生産の大変さを学ぶ機会づくりを推進します。

(3) 地産地消の推進【農林課】

- 農作物の直売所の充実、市民ニーズに応じた商品の生産に対する支援など、地産地消を推進します。

(4) 家庭や地域における食育の推進【健康増進課／幼児課／学校教育課】

- 小・中学校、幼稚園等からの指導などと連携し、家庭や地域でのコミュニケーションを通して、子どもの好ましい食習慣の形成や感謝の心を培うことの重要性の啓発を図ります。

4 地域医療体制の整備

(1) 地域中核病院への支援【健康増進課】

- 地域中核病院である済生会滋賀県病院が病診連携や病病連携を推進し、地域医療連携の強化を図ることができるよう継続的な支援を行います。

(2) 休日救急医療体制の整備【健康増進課】

- 湖南地域医療圏域での広域的な救急医療体制を推進します。

(3) かかりつけ医制度の啓発【健康増進課】

- 予防接種や各種検診の医療機関委託等とも係わって、かかりつけ医制度の啓発に努めます。

関連する計画

- 健康増進計画「健康りっとう21」
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 食育推進計画

施策2

スポーツの振興

めざす姿

- スポーツ施設の充実や市民による主体的なスポーツ活動の実践によって、健康づくりに重点を置いたまちになっています。

課題と基本方針

- 陸上競技場・市民体育館などスポーツ施設の改修整備を行い、市民の参加を促進し、市民の競技力向上と生涯にわたるスポーツの振興に努め、スポーツに対する市民の関心と機運を高めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- スポーツ活動による公的事業等への参加、協力
- 地域ぐるみのスポーツ活動の充実

【事業者等に期待される役割】

- 市民へのスポーツ事業の提供、および市民活動の場を提供・支援
- スポーツに関する公的事業等への参画、協力
- スポーツ施設の適切な運用・管理

【行政の役割】

- スポーツ推進委員とともに、市民・団体活動への支援を充実させる体制づくり
- スローイングビンゴなどのニュースポーツの普及・啓発

基本事業

1 健康を目指すスポーツの振興

- (1) する・みる・支えるスポーツの推進（SDGs⑩）【スポーツ・文化振興課】
 - 体力づくりを実践するため、市民に対するスポーツの普及、事業を実施します。
 - 子ども向けの体操やスポーツ教室など、ジュニア向け事業の展開を推進します。
- (2) スポーツ施設の利活用【スポーツ・文化振興課】
 - 陸上競技場・市民体育館などスポーツ施設の老朽化対応を含めた改修により施設の適正な維持・管理に努めます。
- (3) 生涯スポーツの推進【スポーツ・文化振興課】
 - スポーツ推進委員等を通じて、本市発祥のスローイングビンゴをはじめとするニュースポーツの普及に取り組みます。

2 競技スポーツの振興

- (1) 競技力の向上【スポーツ・文化振興課】
 - 競技性が求められるスポーツ大会等の実施に向けて、市民の関心を高めるために取り組みます。
 - スポーツ協会などを通じて、競技団体への支援に努めます。
- (2) スポーツ施設の利活用【スポーツ・文化振興課】
 - スポーツ施設を活かしたスポーツの推進、競技力の向上に取り組みます。

関連する計画

- スポーツ・推進計画

施策3 地域福祉の推進

めざす姿

- 人と人のつながりが深まり、地域でのさまざまな福祉的課題を我が事として受け止め、ともに生き、ともに支えあい、ともに助け合うことにより、地域が共生できるまちになっています。

課題と基本方針

- 市民の意識や生活行動が多様化しており、地域福祉を支えるコミュニティも変容しています。
- 特に本市においては、山間部からまちに至る生活環境、近年も微増が続く人口増加に伴う定住人口の多様な居住層等により、活動圏域における地域の特性も複雑化・多様化しており、全市共通の画一的な取り組みは困難になっており、地域の個性と実情に応じた対応が求められています。
- 地域福祉を推進するためには、顔の見える地域の関係づくりが不可欠です。
- 地域は、高齢者や障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。地域を基盤としたふれあいや交流活動を通じて人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。
- 少子高齢社会のなかで、住民同士がつながり、支え合うことができる地域づくりに取り組みます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 地域課題の話し合いができる場づくり
- 声かけやあいさつ、見守りなどの日常的交流
- 地域行事やボランティア活動などに積極的参加

【事業者等に期待される役割】

- 社会福祉協議会による本市の社会福祉向上のため民間の立場で相互の調整

【行政の役割】

- 市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供
- 地域福祉活動や地域づくり、まちづくりへの参画の仕組みづくり
- 協働・連携体制づくり
- 関係者とのネットワークの構築に向けた環境整備

基本事業

1 暮らしを支える豊かな地域づくり

(1) 地域のつながりの強化 (SDGs③⑭)【社会福祉課】

○郷土の歴史・環境の学びや自治会など地域組織の活動を通じて、ふるさとへの愛着と地域の結びつきを育みます。また、転入者や若い世代を地域と結びつける取り組みを進めます。

(2) 福祉と人権のまちづくりの推進【ひだまりの家】

○地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業に取り組みます。

(3) 地域福祉活動への参加の促進【長寿福祉課】

○市民の福祉に対する意欲や気持ちを行動に活かせる環境整備や仕組みづくりに取り組みます。

(4) 安心して暮らせる地域環境づくり (SDGs③⑭)【障がい福祉課】

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に円滑に参加・活動できるよう、公共施設のバリアフリー化や移動手段の確保などユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

2 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり (SDGs③⑭)【社会福祉課】

○民生委員・児童委員や地域のボランティア、住民団体などが連携し、それぞれがつながり、顔の見える関係を築き、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

(2) 専門機関の機能強化 (SDGs③⑭)【社会福祉課】

○専門職を配置し、住民主体の地域福祉活動をサポートするとともに、情報提供や支援者との結びつきを通じて、人と機能の両面から必要な人に支援が届く体制づくりに努めます。

(3) 災害時の助け合い活動の促進 (SDGs③⑭／総合戦略)【社会福祉課】

○高齢者や障がいのある人をはじめあらゆる人が災害時に安心して避難できるように、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、全体計画及び個別の支援計画の策定に取り組みます。

(4) 生活において困難さを感じている人への支援 (SDGs①②③⑭／総合戦略)

【社会福祉課／障がい福祉課】

○生活困窮者や引きこもりなど、日常生活を営む上で困難さを感じている人を把握し、関係機関や社会資源、地域のボランティアなどと連携し、支援に結びつけるように取り組みます。

(5) 自殺予防の取り組み【障がい福祉課】

○自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として全市的に取り組みます。

3 地域福祉を支える人づくり

(1) 住民意識の啓発 (SDGs③④⑭)【社会福祉課】

○地域課題に取り組むために必要な研修や教育を充実させ、地域課題に取り組む人を育成します。

(2) 福祉の心を育む教育の推進 (SDGs③④⑭)【学校教育課】

○高齢者等の困りごと等に手助けできるよう、家庭や地域、学校などで学習する機会を拡充します。

(3) 福祉人材の育成 (SDGs③⑭)【長寿福祉課】

○認知症サポーターをはじめ、多様な地域課題に応じたボランティアや担い手の育成に取り組みます。

関連する計画

○地域福祉計画

○高齢者福祉計画・介護保険事業計画

○障がい者基本計画、障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）

○自殺対策計画

施策4

高齢者福祉の推進

めざす姿

- 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢期になっても尊厳を保ち、その人らしい生活が継続し、互いに助け合い安心して、健康でいきいきと暮らせるまちになっています。

課題と基本方針

- わが国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には高齢化がさらに進展することが見込まれており、高齢人口の急速な増加が予想される中で、医療や介護サービスなどに関する課題の対応が求められています。こうした社会情勢から地域社会全体で、栗東らしい超高齢社会を築き上げることが重要であり、ともに支え合い助け合う共生の社会を築いていきます。
- 日常生活圏域（中学校区）ごとの総合相談・生活支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 高齢者が健康で、地域活動の担い手として活躍できるよう、その環境整備に取り組みます。
- 保険者としての機能強化や自立支援・重度化防止に関する取り組みを推進します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 社会参加や馴染みの人との暮らしの継続
- 医療や介護の現状を理解し、自立に向かうためのサービス利用

【事業者等に期待される役割】

- 社会参加や馴染みの人との暮らしの継続に向けた支援の提供
- 専門職などによる正しい情報の伝達と自立できる質の高い支援の提供

【行政の役割】

- 市民が安心して住み続けることを考える場や社会参加ができる場づくりの支援
- 医療や介護についての情報が正しく伝わる仕組みづくり
- 事業者などが自立を促す支援ができるための助言や指導

基本事業

1 地域包括ケアシステム推進体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの機能強化（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 相談体制の充実や各主体の連携により地域包括支援センターの質を高め、機能強化を図ります。
- (2) 共生のまちづくりの推進（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 人と人のつながりを深め、ともに生き、支え合い、助け合う意識の醸成と環境づくりを推進します。

2 介護予防と生きがいのある暮らしの実現

- (1) 高齢者の社会参加促進による介護予防の推進（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 社会参加活動を通じて、高齢者の健康や生きがいづくりの実践による介護予防を推進します。
- (2) 高齢者の能力活用 【商工観光労政課】
 - 高齢者が自己の能力を活かした就業の機会が得られ、また、社会参加による生きがいづくりにつながるようシルバー人材センターの支援を行います。
- (3) 健康・生きがいづくりの推進（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 健やかで活力ある生活を送るため、高齢者自らの健康や生きがいづくりへの継続的な取り組みを支援します。

3 認知症施策と一人ひとりの尊厳保持

- (1) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 地域の事業者や住民の活動と連携しながら、認知症高齢者を見守り、支えられる地域をつくります。
- (2) 高齢者の尊厳の保持（SDGs③／総合戦略）【長寿福祉課】
 - 高齢者の人権や個性が尊重されるよう、虐待防止や権利擁護に関する制度の利用を促進します。

4 在宅医療と介護の連携

- (1) 切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供（SDGs③）【長寿福祉課】
 - 高齢者一人ひとりの状況に応じて、本人及び家族への切れ目のない支援ができるよう、相談体制などの強化を図ります。
- (2) 在宅医療・介護サービスに関する住民理解の促進（SDGs③）【長寿福祉課】
 - 在宅療養生活や看取りに関する意識を高め、希望する人が在宅で看取りができる体制を整備します。

5 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

- (1) サービスの充実（SDGs③）【長寿福祉課】
 - サービス供給量の確保など、サービスの基盤整備に努めるとともに、適切なケアマネジメントにより高齢者の自立を促す生活支援の充実を図ります。
- (2) サービスの質の向上（SDGs③）【長寿福祉課】
 - 介護サービス事業所への指導や助言を充実するとともに、ケアマネジャーや介護に関わる人への支援や資質向上などに取り組みます。

関連する計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策5

障がい者福祉の推進

めざす姿

- 障がいの有無にかかわらず、個性を尊重しあい、みんながともに支えあっているような、地域社会における共生が実現しています。

課題と基本方針

- 近年、これまで見過ごされてきた職場や学校における理解が進み、また障がいの対象範囲が広がったことから、支援のあり方が多岐にわたっています。また、高齢化の進展に伴い、障がいのある人、そしてその家族など、支援を必要とする人の高齢化も進んでいます。
- 障がいや難病については、まだまだ偏見等が見受けられます。こうしたなか、本市においても、正しい障がい理解のために、障がいに対する市民理解と意識啓発を図ります。
- 障がいのある人が、安心・安全に自ら望む形で地域生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、相談支援の充実を図り、適切な自立支援給付に努めます。また、重症心身障がい者通所施設の整備、運営を広域により、関係市とともに進めます。
- 障がいのある人が地域とつながり、社会参加がしやすい各種事業を実施するとともに、一般就労を希望する障がいのある人への相談支援体制の充実を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 地域での障がい理解への取り組み
- 障がい児者・障がい者団体の社会参加の促進に向けた活動及び障がい理解の啓発

【事業者等に期待される役割】

- 障がい児者支援施設による障がい福祉サービスの提供
- 相談支援体制の充実
- 合理的配慮の実施
- 各関係機関の連携

【行政の役割】

- 適切な自立支援等給付、地域生活支援事業の決定
- 相談支援体制の充実
- 障がい児者団体の育成、支援
- 障がい理解の啓発、促進
- 社会参加のための各種事業の実施

基本事業

1 障がい理解のための啓発の推進

(1) 啓発の推進 (SDGs⑩)【障がい福祉課】

○広報、ホームページなどに障がい福祉制度や障がい児者支援施設の紹介などを掲載し、障がいに対する市民理解の深度化を図ります。

(2) 交流の促進 (SDGs③)【障がい福祉課】

○障がい者スポーツやレクリエーションスポーツ、障がい児者支援施設の事業を通じて、障がいに対する理解の促進及び障がいの有無に関係なく交流の促進を図ります。

2 地域生活の基盤づくりの促進

(1) 自立支援の実施 (SDGs③／総合戦略)【障がい福祉課】

○居宅介護、生活介護、短期入所、共同生活援助(グループホーム)など、地域で必要なサービスが受けられるよう、障がいのある人の自立した生活を支援します。

(2) 相談等支援の実施 (SDGs③／総合戦略)【障がい福祉課】

○障がいのある人や家族のニーズを引き出し、情報提供や権利擁護のための援助を行います。

(3) 重症心身障がい者通所施設の整備・運営 (SDGs③／総合戦略)【障がい福祉課】

○医療的ケアを必要とする重度障がい者に通所サービスを提供する、重症心身障がい者通所施設の整備、運営を関係市と広域で行います。

3 社会参加の促進

(1) コミュニケーション支援の実施 (SDGs③)【障がい福祉課】

○手話通訳・要約筆記者の派遣、手話講座の開催を通じたボランティアの育成などのコミュニケーション活動を支援します。

(2) 移動支援の実施 (SDGs③)【障がい福祉課】

○外出に支援が必要な人に対して、外出の介助など移動支援事業を行い、社会参加を支援します。

(3) 農福連携の推進【障がい福祉課／農林課】

○障がい者支援施設及び農業関係者を通じて、農福連携による障がい者の農業への参加を推進します。

関連する計画

○障がい者基本計画

○障がい福祉計画(障がい児福祉計画を含む)

施策6

保険・年金制度の適正な運営

めざす姿

- 保険・年金等の社会保険制度が適切に運営され、必要とする人が給付や支援を受けられることにより、市民が暮らしに安心を感じられるまちになっています。

課題と基本方針

- 少子高齢化や雇用状況の変化等により、社会情勢が厳しくなる中、保険・年金等の社会保険制度が担う役割が大きくなります。そのため、制度が適切に運営されることが課題となります。
- 国民健康保険事業については、平成27（2015）年に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」により、平成30（2018）年度から都道府県が国保財政運営の責任主体として運営に加わりました。今後も持続可能な制度づくりを国等に求めるとともに、制度に対して市民の理解を得ていくことが重要であり、啓発に取り組んでいきます。
- 本市が運営に関与する制度については、将来にわたり安定して維持できるよう、関係機関との連絡を密にして、適正な運用を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 制度を正しく理解し、保険料等を負担することで必要な支援の適正な受給

【事業者等に期待される役割】

- 行政と連携し、制度の適正な運用を実施

【行政の役割】

- 制度の安定的な財源確保と適正な実施

基本事業

1 国民健康保険制度の適正な運営

- (1) 県と連携した国民健康保険制度の円滑な運営（SDGs③）【保険年金課】
 - 共同で保険者となった県との役割分担に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営を行います。
- (2) 国民健康保険制度の理解促進（SDGs③）【保険年金課】
 - 広報やホームページ、保険証発送時のパンフレットなどにより、被保険者に対して周知啓発を図ります。
- (3) 適正な事務・医療費の適正化（SDGs③）【保険年金課】
 - 被保険者の適正な資格管理と医療費の適正化を行います。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- (1) 後期高齢者医療制度の理解促進（SDGs③）【保険年金課】
 - 広報、ホームページ、保険証発送時のパンフレットの同封などにより、被保険者に対して制度の周知、理解を図ります。
- (2) 保険料の確保（SDGs③）【保険年金課】
 - 後期高齢者医療制度の安定した運営のため、保険料収入の確保を実施します。
- (3) 広域連合との連携による適切な事務（SDGs③）【保険年金課】
 - 法に基づいた、市が担当する事務（申請受付・保険証交付・伝達等）を適切に行います。

3 福祉医療費助成の実施

- (1) 社会的弱者に対する福祉と健康の向上（SDGs③／総合戦略）【保険年金課】
 - 子どもや障がい者、ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部もしくは全部を助成します。
- (2) 持続可能な医療費助成制度の実施（SDGs③）【保険年金課】
 - 福祉施策全般および医療制度との整合性を図りつつ、社会情勢を踏まえ、持続可能な制度運営を行います。

4 国民年金制度の適正な運営

- (1) 年金制度の理解促進（SDGs①）【保険年金課】
 - 年金制度について、理解を進めるための周知、啓発に取り組むことにより、加入等の促進を図り年金受給権の確保に努めます。
- (2) 適正な事務の推進（SDGs①）【保険年金課】
 - 国民年金の加入や免除、年金給付請求に対する受付事務を適切に行います。

政策4 暮らしの安心を支える

| | | |
|------|-----------------|----|
| 施策1 | 人権・平和の推進 | 38 |
| 施策2 | 男女共同参画の推進 | 40 |
| 施策3 | 防犯・消費者保護の推進 | 42 |
| 施策4 | 交通安全の推進 | 44 |
| 施策5 | 多文化共生の推進 | 46 |
| 施策6 | 地域コミュニティの充実 | 48 |
| 施策7 | 生涯学習の推進 | 50 |
| 施策8 | 文化・芸術の推進 | 52 |
| 施策9 | 防災の推進 | 54 |
| 施策10 | 循環型社会の推進 | 56 |
| 施策11 | 公園・緑地の整備 | 58 |
| 施策12 | 都市景観・住環境の整備 | 60 |
| 施策13 | 空家対策の推進 | 62 |
| 施策14 | ライフライン（上下水道）の整備 | 64 |
| 施策15 | 道路・交通の整備 | 66 |

施策1 人権・平和の推進

めざす姿

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた各種事業の推進により、差別を許さない風土が醸成され、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまちになっています。
- 昭和 63（1988）年 3 月に行った『心をつなぐふるさと栗東』平和都市宣言の理念に基づき、核兵器の廃絶と人類の恒久平和の実現を目指す取り組みに市民が高い関心を持っています。

課題と基本方針

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を市政の大きな柱として位置づけ、人権・同和教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、市民の理解は深まりつつあります。しかし、性別、国籍、年齢、障がいの有無等による差別や性的指向・性自認を理由とする偏見、DV や子ども・高齢者・障がい者への虐待、インターネット上の人権問題は、社会に潜在しているのが現状です。
- 差別の現状に学び、人権に対する正しい理解と認識が深まるよう教育・啓発の取り組みや、関係機関との連携強化を推進します。
- 市民、人権関係機関・団体、企業等が一体となり、地域における相談・救済の支援と人権啓発を推進します。
- 福祉と人権のまちづくりの発信拠点となる市民に開かれたセンターとして、地域総合センター活動の充実を図ります。
- 平和な社会を後世に継承していくため、市民が戦争の恐ろしさや悲惨さを痛感し、戦争の惨禍を風化させないよう、平和の尊さについて考える機会をつくります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 人権・同和教育啓発事業への参画
- 地域ぐるみの平和活動の推進

【事業者等に期待される役割】

- 公正な選考採用の確立
- 事業所内における研修の実施
- 事業者として平和事業に参加・協力

【行政の役割】

- 人権相談・擁護にかかる体制整備と施策の推進
- 人権と平和をテーマにした学習会や啓発イベントの開催
- 人権・平和に関する図書の展示
- 平和祈念戦没者追悼式の開催
- 社会科歴史学習や修学旅行などによる平和学習の実施

基本事業

1 人権を基本とする施策の推進

- (1) 人権問題の解決に向けた施策の推進（SDGs⑤⑩／総合戦略）【人権政策課】
 - 人権擁護計画に基づく各種課題解決に向けた取り組みの推進と充実を図ります。
- (2) 地域総合センター活動の充実（SDGs③⑧⑩）【ひだまりの家】
 - 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、地域住民の生活支援と自立促進に向けた各種相談への対応や、自主活動学級など教育事業や地域福祉活動の展開、人権課題の解決のための各種事業を推進します。

2 人権・同和教育と啓発の推進

- (1) 人権・同和教育と啓発の推進（SDGs⑤⑧⑩⑰）【人権政策課／人権教育課／商工観光労政課】
 - じんけんセミナー・人権尊重と部落解放をめざす市民のつどいなどを通して、市民や事業者への人権・同和教育を推進します。
 - 地区別懇談会の実施とモデル自治会の設定により、人権尊重の風土の醸成と研修の充実を図ります。
 - 人権・同和教育推進協議会の取り組みにより、差別のない心の通い合った住みよいまちづくりを、地域ぐるみで推進します。
 - 企業内における公正採用選考と人権・同和教育の推進のため、訪問啓発を行います。
 - 企業・事業所が、自ら課題解決をめざした活動に取り組むことや事業所相互間等と連携を深めるため、事業所人権教育推進協議会の活動を推進します。
- (2) 就学前・学校教育における人権・同和教育の推進（SDGs④）【幼児課／学校教育課】
 - 就学前・学校教育において、差別をなくし、豊かにつながる力を育成する学習を推進します。
- (3) 市職員等への研修の推進（SDGs⑤⑩）【人権教育課／総務課】
 - 人権啓発リーダー講座の実施により、市職員や学校・園職員、事業所採用担当者など、人権啓発のリーダーとしての人材を育成します。
 - 人権教育研究大会における学校・園・保護者・地域・事業所・行政の人権・同和教育の実践交流により、人権意識の高揚を図ります。

3 人権擁護の推進

- (1) 人権相談・擁護体制の充実（SDGs⑩）【人権政策課】
 - 県・法務局・人権擁護委員会・人権擁護推進協議会等との連携により、人権に関する相談や人権擁護に関する情報提供体制を強化するとともに、人権侵害事象に対する助言・救済の充実を図ります。

4 平和教育・啓発の推進

- (1) 平和教育・啓発の推進（SDGs④⑯）【総務課／社会福祉課／学校教育課／スポーツ・文化振興課／図書館】
 - 『「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言』を具現化するための学習会やイベントなど、各種啓発事業を推進します。

関連する計画

- 人権擁護計画
- 地域福祉計画
- 同和地区福祉保健計画
- 人権・同和教育基本方針
- 人権・同和教育推進5か年計画
- 就労支援計画

施策2

男女共同参画の推進

めざす姿

- 性別にかかわらず、すべての人が様々な場で活動・活躍し、自己実現できる社会が実現しています。

課題と基本方針

- 平成 27（2015）年8月に「女性活躍推進法」が施行されるなど、男女共同参画に関する意識は徐々に高まりつつあります。しかし本市では、女性の労働力率が子育て等を理由に低下するという現象（M字カーブ現象）は変わらず、固定的性別役割分担意識も残っている状況です。
- さらなる意識の醸成に向け、男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の充実を図ります。また、女性活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 学習機会への積極的な参画と、家庭・職場・地域における男女共同参画の実践

【事業者等に期待される役割】

- 多様な働き方を可能にするワーク・ライフ・バランスの実現への取り組み

【行政の役割】

- 男女共同参画に係る学習機会や情報提供
- 市民や事業者等への働きかけ
- 男女共同参画を支える環境整備

基本事業

1 性別にとらわれない人権尊重と意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った保育、教育、学習の推進 (SDGs⑤)

【幼児課／学校教育課／自治振興課】

○家庭、学校・園、地域社会などあらゆる場面において教育、学習の充実に取り組みます。また、性の尊重について教育の推進を行うとともに、広報を通じた周知・啓発に努めます。

(2) あらゆる暴力の根絶 (SDGs③⑤) 【自治振興課／子育て応援課】

○DV 被害やセクハラをはじめとする各種ハラスメントを防止に向けた啓発を行うとともに、被害者の保護・避難に向けた相談機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。また、女性の人権を尊重した市の情報発信と各種メディアからの情報を見極める能力の向上に努めます。

2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援

(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進 (SDGs⑤⑧)

【自治振興課／商工観光労政課】

○性別にとらわれず、本人の選択が尊重されるよう若年層へのキャリア教育を推進します。また、女性の就労支援や働きやすい職場環境づくりを促進し、あらゆる職域における女性活躍を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進 (SDGs⑤) 【自治振興課】

○地域における活動や学習機会の充実を図ります。また、男女共同参画の視点を持った地域の担い手づくりのため、子どもの頃から育成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現 (SDGs⑤⑧) 【自治振興課／商工観光労政課】

○育児・介護休業制度をはじめとした様々な支援制度やサービスの普及に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業所に対し働き方改革などの啓発を行います

3 あらゆる分野での女性活躍機会の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (SDGs⑤) 【自治振興課】

○事業所や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画を働きかけるとともに、審議会委員等への女性の参画促進を促します。

(2) 女性の活躍機会の充実 【自治振興課】

○起業、地域・社会活動をはじめ、社会のあらゆる分野において、女性が活躍する機会や活躍しやすい環境・条件づくりを推進します。

関連する計画

○まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン

施策3

防犯・消費者保護の推進

めざす姿

- 一人ひとりが防犯意識を持ち、協力して地域の防犯力を高め、安全・安心のまちを実現しています。
- すべての消費者が安全に安心して暮らせる消費者市民社会が実現しています。

課題と基本方針

- 全国的にみると、振り込め詐欺などの広域・複雑化した犯罪や情報技術を利用した新たな犯罪などへの危惧が高まっています。
- 住みよい環境を維持・向上していくためには、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が起きない環境づくりと、各家庭や地域において、犯罪を許さない、犯罪機会をなくすコミュニティを形成していくことが必要です。
- 自主防犯活動団体や関係機関と連携し、防犯情報の提供や啓発及び防犯環境の整備を推進するとともに、地域防犯活動の促進を図ります。
- 消費者をとりまく環境においては、ワンクリック請求、架空・不当請求、個人情報の流出、通信販売や個人間取引におけるトラブルなど、インターネットの利用に伴うトラブルが増加しています。また、「劇場型勧誘」や「送り付け商法」をはじめとする高齢者・若者を狙い撃ちにした悪質商法や多重債務の問題も依然として残っています。
- 関係機関と連携しながら、身の回りに氾濫する情報や複雑・多様化する流通手段に対し、的確に対応できる自立した消費者を育成します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 自主防犯活動団体結成、活性化
- 地域安全運動の推進
- 防犯意識の高揚
- 消費生活に関する自主学習、学習会への参加

【事業者等に期待される役割】

- 地域安全運動の推進
- 防犯啓発や地域防犯活動への参加
- 消費者ニーズに合った、安全・安心な製品やサービスの生産・供給

【行政の役割】

- 犯罪防止に関する啓発活動
- 地域安全を目的とする環境の整備
- 防犯情報の発信
- 関係機関との連携による消費生活情報の提供と助言

基本事業

1 防犯体制の充実

(1) 警察・行政・地域の連携強化【危機管理課】

○草津栗東防犯自治会の活性化を図り、地域・警察・行政の連携による防犯意識の啓発や地域防犯活動の促進を図ります。

(2) 暴力団追放運動の展開【危機管理課】

○暴力団排除条例の趣旨に則り、市民・地域が一体となって、暴力団追放運動を推進します。

2 防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体の育成

(1) 防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体の育成・活性化【危機管理課】

○地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、各自治会等における自主防犯活動団体の結成を促進するとともに、出前トークなどの開催を通じた活動団体の育成・活性化、防犯意識の高揚を図ります。

○トラブルの回避が困難な高齢者や障がい者、子どもなどが犯罪の被害に遭わないよう、地域での見守り・支援の体制をつくります。

(2) 地域安全活動の展開【生涯学習課】

○「こども110番の家」運動や自治会でのあいさつ・声かけ運動、子どもの見守りなど地域安全活動の展開を支援します。

3 防犯環境の整備

(1) 犯罪抑止のまちづくり【危機管理課】

○防犯灯の適正な配置、防犯カメラの設置など、犯罪の起こらない地域環境づくりを推進します。

(2) 防犯情報の発信【危機管理課】

○一人ひとりの防犯意識の啓発やより効果的な防犯活動のため、防犯情報メールやホームページにより、不審者情報などの防犯情報を発信します。

4 消費者の育成と支援

(1) 消費者保護と自立支援（SDGs①⑫）【自治振興課】

○国・県や庁内関係部署など関係機関との連携による消費生活相談を推進します。

○安全な商品やサービスを確保するため、事業者に対する適正啓発を推進します。

(2) 消費者教育の推進（SDGs④⑫）【自治振興課】

○出前講座や研修会を通じて安全で豊かな消費生活を維持するための知識や情報を提供し、高齢者や若者をはじめとする消費者への意識啓発と消費者団体の育成を支援します。

関連する計画

○防犯のまちづくり計画

施策4 交通安全の推進

めざす姿

- 一人ひとりの交通安全意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、基本的な交通環境を形成し、道路交通の安全と円滑性を確保することにより、限りなく交通事故が無いまちになっています。

課題と基本方針

- 交通安全教育などによる意識啓発、道路反射鏡や路面標示等の交通安全施設の整備などを進めてきた結果、市民一人あたりの当事者事故件数は減少傾向にあります。
- 人口増加に伴う自動車交通量の増加により歩行者などの安全通行に影響を与えています。
- 今後はさらに、市民一人ひとりが交通社会の一員であることを自覚し、自ら危険を回避する交通安全思想・意識の維持向上を図るとともに、道路状況に応じた交通安全施設の整備など安全な道路交通を誘導していく必要があります。
- 生涯を通じた交通安全教育の推進などにより市民の交通安全意識の向上に努め、事故多発地点や通学路などへの交通安全施設の整備、迷惑駐輪自転車の排除により円滑かつ安全な道路環境を確保します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 交通ルールの遵守
- 交通安全啓発活動の実施

【事業者等に期待される役割】

- 交通ルールの遵守
- 社員等への交通安全教育の実施

【行政の役割】

- 交通安全啓発の推進
- 交通安全施設の整備

基本事業

1 交通安全思想の普及

(1) 交通安全意識の啓発【交通政策課】

○各種団体と協力し、各年齢層に向けて、交通安全教室など生涯を通じた交通安全意識の啓発に努めます。

(2) 交通安全関係団体の支援【交通政策課】

○交通安全を推進する団体が主体的に実施する啓発活動を支援します。

2 交通環境の改善

(1) 交通安全施設の整備【交通政策課】

○事故多発地点など、交通危険箇所への道路反射鏡や路面表示等の交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交通規制の整備【交通政策課】

○関係機関に対し、通学路や交通を円滑にする必要がある箇所への交通規制の整備を働きかけます。

(3) 通学路の交通安全確保【交通政策課、教育総務課、学校教育課】

○通学路について、学校などの関係団体と連携しながら、安全な通学経路になるように努めます。

○通学路の交通安全の確保のため、路面表示等の交通安全施設の整備を推進し、必要な交通規制の整備を働きかけます。

3 迷惑駐輪の解消

(1) 放置自転車対策【交通政策課】

○地域や警察などと連携して放置自転車の削減を図ります。

(2) 駐輪場の確保【交通政策課】

○民間事業者などの協力を得ながら、手原駅前駐輪場の適正管理を行います。

4 自転車の交通安全環境の改善

(1) 自転車の安全利用啓発【交通政策課】

○警察などの関係機関と連携して、安全な自転車利用の啓発に努めます。

(2) 自転車の安全な交通確保【交通政策課】

○自転車が安全に通行できる空間確保のため、自転車交通ネットワークの構築や路面表示等の自転車通行施設の整備に努めます。

関連する計画

○交通安全計画

施策5

多文化共生の推進

めざす姿

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として対等な関係を築きながら、共に暮らすことができる多文化共生のまちになっています。

課題と基本方針

- 日本は人口減少時代を迎え、不足する労働力を外国人材に求める現状にあり、今後、人の国際移動がさらに活発化することが想定されます。生活者としての外国籍市民に関わる課題に向き合い、外国籍市民が地域社会の構成員として共に暮らしていけるまちを築く必要があります。
- 国籍や民族などの異なる人々が、ともに理解・協力し合えるよう、住みよい地域環境及び交流の場づくりを進めます。
- 本市は、アメリカ合衆国ミシガン州バーミングハム市と昭和 51（1976）年に姉妹都市協定を、中華人民共和国湖南省衡陽市と平成 4（1992）年に友好都市協定を結んで以来、友好親善使節団の相互派遣など友好交流を推進してきましたが、今後の両市との交流においては、より市民同士の交流へと進化させていくことが必要です。
- 姉妹都市・友好都市と互いに良い影響を与え合う交流を推進します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 相互理解のための交流や相互の情報提供
- 外国籍市民が日本で生活する上での協力

【事業者等に期待される役割】

- 外国籍就労者、就業環境の改善の取り組み、生活者としての外国籍市民への対応

【行政の役割】

- 多言語ややさしい日本語による情報提供など外国籍市民が生活しやすい環境の整備

基本事業

1 多文化共生社会づくり

- (1) 多言語などによる生活関連情報の提供と相談体制の整備（SDGs⑩⑪）【自治振興課】
 - 外国語通訳による生活相談窓口の開設や ICT の活用による行政文書の翻訳など、多言語による生活に必要な情報の提供を推進します。
 - やさしい日本語の普及に努め、在住外国人が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。
- (2) 栗東国際交流協会の活動支援（SDGs⑩⑪）【自治振興課】
 - 日本語習得を目指す在住外国人のための日本語教室の開催をはじめとした、多文化交流や多文化理解のための活動を行う栗東国際交流協会を市民による国際交流の中核的主体として支援します。

2 国際交流の推進

- (1) 姉妹都市・友好都市との交流事業（SDGs⑯）【自治振興課】
 - 姉妹都市・友好都市との国際理解、友好親善活動を促進・支援します。

施策6

地域コミュニティの充実

めざす姿

- 自治会や地域振興協議会などの地域コミュニティが充実し、市民が自分たちのまちのことを考え、自ら行動できる、住民自治のまちが実現しています。

課題と基本方針

- 過疎化や都市化、ライフスタイルの多様化に伴い、地域の一員としての意識や、住民同士のつながりが希薄になりつつあります。
- 市民一人ひとりが地域のことを考え、自ら行動できる住民自治のまちの実現に向け、地域コミュニティの重要な担い手である自治会や地域振興協議会が活発に活動できるよう支援します。また、地域まちづくり活動の拠点施設であるコミュニティセンターが効率的に運営できるよう支援を行います。さらに、地域コミュニティ活動の拠点となる自治ハウスの設置・改修への支援を行います。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 自ら考えて課題解決に取り組む主体的な地域活動の実施
- 公益活動への参画、参加

【事業者等に期待される役割】

- 企業市民としての地域活動への参画・参加
- 公益活動への参画、参加、市民活動団体への理解・支援

【行政の役割】

- 地域の主体的活動への支援、市民へのコミュニティ参加意識の啓発

基本事業

1 コミュニティ組織の育成・支援

- (1) 地域活動への参加促進 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - 市民の主体的なまちづくりの活性化と地域活動の新たな担い手の確保・育成に向け、地域活動への市民の参加を促進します。
- (2) 地域コミュニティ推進事業の支援 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - 地域課題の解決に向けて地域みんなで考え、取り組む姿勢がさらに浸透するよう、各自治会や地域振興協議会、自治連合会の主体的な活動を支援します。
- (3) コミュニティ（地域活動）人材の育成 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - 地域コミュニティの運営に必要な学習機会の提供をし、地域活動のリーダー育成を図ります。
- (4) コミュニティ推進体制の整備 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - 地域コミュニティを活性化するため、まちづくり活動に関する情報提供や相談等を行う体制の整備を図ります。

2 活動拠点の支援

- (1) 自治ハウス設置・改修に対する支援 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - コミュニティ活動の拠点として、自治ハウスの設置や改修に対する支援を図ります。
- (2) 地域コミュニティセンター管理運営の支援 (SDGs⑪⑰)【自治振興課】
 - 市民によるコミュニティづくりの拠点として効果的な活用が図られるよう、地域コミュニティセンターの管理運営を支援します。

関連する計画

- 市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画

施策7

生涯学習の推進

めざす姿

- 市民一人ひとりが生涯を通じて主体的に「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを活かせる「人と地域がともに輝く生涯学習社会」が実現しています。

課題と基本方針

- 個人のニーズが多様化し、画一的な取り組みでは限界がある中で、あらゆる機会を捉えて、ニーズの把握に努め、参加したくなるような講座や本市の生涯学習施設に来訪したくなるような学習施設づくりを目指します。
- 様々な媒体を通じて、情報が満ち溢れている中で、誰もが自らの欲する情報を選択できる状況ですが、情報発信を積極的に行い、多くの市民に届けるよう努めます。
- 市民ニーズの多様化により図書館への資料要求のあり方も大きな転換期を迎えていますが、図書館は市民が個々の課題解決に役立つ情報を提供し、いきいきと暮らし続けることを支援していきます。
- 子どもたちの読書推進については、図書館だけでは難しい状況であることから、園、学校との連携の強化ならびに、家庭での読書への取り組みを支援し、子ども達が本と親しむ機会を増やしていく必要があります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 生涯学習活動への参加・実践
- 地域活動、まちづくり活動への参加・実践
- 読書が困難な人への読書支援活動への参加
- 子どもの読書推進活動への参加

【事業者等に期待される役割】

- 生涯学習活動への参加・実践
- 従業員への啓発
- 地域活動、まちづくり活動への協力

【行政の役割】

- 生涯学習に関する情報提供、情報発信
- 生涯学習活動団体・活動者への支援
- 資料の収集と提供
- 読書が困難な人への読書支援
- 子どもの読書活動の推進

基本事業

1 生涯学習の支援と充実

(1) 生涯学習推進体制の拡充【生涯学習課】

- 生涯学習活動団体・人材バンクを充実し、情報の共有化と有効活用を図ります。
- 社会教育委員・社会教育指導員の設置により、生涯学習の推進を図ります。
- 生涯学習に関する情報を発信します。

(2) 生涯学習事業の展開【生涯学習課】

- コミュニティセンター等におけるはつらつ教養大学、生涯学習講座など、地域の特性や要望に対応したきめ細かな社会教育事業等を推進します。

2 生涯学習関連施設の利用促進

(1) 図書館機能の充実（SDGs④）【図書館／生涯学習課】

- 「図書館基本的運営方針」に基づき、知識の取得など市民の知る権利を保障するための資料を充実するとともに、貸出を中心とした資料提供、情報発信に取り組みます。
- 関連機関と連携し、子ども読書活動推進計画の具現化を図るとともに、家庭における子ども読書活動を推進します。
- 専門知識を有する司書職員を育成します。

(2) 自然観察の森を拠点とした環境学習の推進【生涯学習課】

- 観察会や四季を通じたイベントなど、環境学習の充実を図ります。
- 子どもを対象として養成講座を開催し、自然観察や環境学習の指導員・リーダーの育成を推進します。

(3) 自然体験学習センターを拠点とした自然学習の推進【生涯学習課】

- 豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて、豊かな心と明るく元気な児童・生徒を育成する。
- 生涯学習の振興を図るため、センターの管理運営を推進します。

(4) 歴史民俗博物館を拠点とした地域の歴史学習の普及【スポーツ・文化振興課】

- 市民活動団体との連携による地域の歴史・文化財の普及・啓発を推進します。

(5) 生涯学習関連施設の維持管理の推進【生涯学習課／スポーツ・文化振興課／図書館】

- 老朽化等に対応し、生涯学習関連施設の安全・安心で適正な維持管理を図ります。

関連する計画

- 教育振興基本計画
- 子ども読書推進計画
- 図書館基本的運営方針

施策8 文化・芸術の推進

めざす姿

○文化施設の充実や、歴史的な文化財の保護・継承を通じて、市民による主体的な文化・芸術活動が実践できる、文化的に心豊かで、歴史や伝統文化が息づくまちになっています。

課題と基本方針

○市民の文化・芸術活動への参加は漸増する傾向にありますが、さらなる促進のため、市民の文化・芸術活動への参加を通して、文化・芸術活動に従事する人材の育成を行い、創造できる環境づくりを行い、市民や市民団体が親しみを持って参加できる文化活動の場を提供します。

○本市は多くの指定文化財を有しておりますが、文化財保護法が改正されたことで、未指定文化財についても新たな取り組みが求められております。このため地域や市民との連携を強めて、新たな史・資料の調査を行い、歴史文化資源の公開と普及啓発や情報発信に努めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 文化活動による公的事業等への参加、協力
- 地域ぐるみの文化活動の充実

【事業者等に期待される役割】

- 市民に対する文化事業の提供。および市民活動の場を提供・支援
- 文化活動に関する公的事業等への参画、協力
- 文化活動施設の適切な運用・管理
- 文化財の調査・研究成果の普及・啓発

【行政の役割】

- 市民・団体活動への支援を充実させる体制づくり
- 文化活動の普及・啓発
- 文化財を保護し、指定に向けての取り組み

基本事業

1 文化・芸術活動の振興

- (1) 市民参加の芸術活動の推進（SDGs⑩）【スポーツ・文化振興課】
 - 芸術文化会館「さくら」の改修・改善を行いながら、指定管理者と連携して文化振興を推進します。
- (2) 各種団体の活動促進【スポーツ・文化振興課】
 - 芸術文化会館「さくら」の持つ芸術・文化の発信拠点という特徴を活かし、利用者の文化活動の支援と活動の場の提供を推進します。

2 文化財の保護・保全・活用

- (1) 地域に根ざした文化財の掘り起し・公開【スポーツ・文化振興課】
 - 埋蔵文化財の発掘調査を実施します。
 - 有形・無形・埋蔵文化財の調査・研究を促進します。
 - 歴史民俗博物館等において、市民に対し文化財と調査・研究成果の公開を促進します。
- (2) 有形・無形文化財の保存・継承【スポーツ・文化振興課】
 - 有形・無形文化財の保存・継承に係わっていきます。
 - 指定文化財を中心とする文化財施設の適切な維持に努めます。

関連する計画

- 文化振興計画

施策9 防災の推進

めざす姿

- 災害から市民の生命と財産を守るため、ハード、ソフトの両面から整備を行い、災害の発生の防止と被害の抑制を図った、災害に強いまちになっています。

課題と基本方針

- 本市において危機管理センターの整備や業務継続計画（BCP）の策定が進み、緊急時における業務継続の体制が整ってきました。
- 災害に強いまちづくりには、官と民、関係機関が一体となって市民の生命と財産を守るための、防災、減災に取り組む必要があります。このため、自助、共助、公助の考えを基本とした、行政、市民、関係機関などがそれぞれの役割を認識、意識を醸成した、防災、減災活動を推進します。
- 近年のゲリラ豪雨や長期化する大雨、大型化する台風災害など危惧されるように、異常気象や都市化に伴う大規模災害、地震、感染症など多様な社会的危機に対応するため、被害の予防、抑制対策、防災基盤の整備、関係機関との連携や体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 公的事業への協力、連携
- 自主防災活動の活性化
- 防災意識の高揚
- 道路等用地の協力

【事業者等に期待される役割】

- 公的事業への協力、連携
- 自衛組織の活性化
- 社会や地域への貢献
- 開発区域内における雨水排水施設の整備

【行政の役割】

- 基盤整備の実施
- 地域、事業者等、関係機関とのネットワークづくりおよび連携強化
- 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導

基本事業

1 防災意識の高揚、自主防災組織の育成

(1) 防災意識の高揚【危機管理課】

○出前トークや講演会の開催や総合防災マップの活用、防災訓練など、防災意識を高める啓発活動を推進します。

(2) 自主防災・自衛消防の育成（SDGs⑬／総合戦略）【危機管理課】

○自主防災・自衛消防組織や防災士を育成し、地域での連絡体制や初動体制を強化します。

2 地域消防力の強化

(1) 常備消防体制の充実【危機管理課】

○組合構成市との連携により、湖南広域行政組合の常備消防の体制・資機材を充実します。

(2) 非常備消防体制の充実【危機管理課】

○消防団員の確保や資機材の充実、消火技術の向上など、消防団の消防力の向上を図ります。

3 防災基盤の整備

(1) 防火水槽・消火栓の設置、維持管理【危機管理課】

○消防水利の不足する地域において、計画的に消火栓や耐震性貯水槽を設置します。

○防火水槽・消火栓の定期点検・更新など維持管理に努めます。

(2) 消防施設等の整備【危機管理課】

○防災用備蓄食糧や資機材の備蓄及び備蓄施設の整備を図ります。

(3) 防災施設の適切な維持管理及び確保【危機管理課】

○適切な場所と収容人員が確保できる避難場所の整備・確保を図ります。

○防災無線など防災施設について、適切な維持管理・運用に努めます。

4 災害危機管理体制の充実

(1) 事業所等との協力体制の整備【危機管理課】

○事業所等との応援協定の締結や協力体制の整備により災害時応急復旧体制の充実を図ります。

○近隣及び遠隔都市との緊急時相互支援協定など、広域的な消防・防災体制の充実を図ります。

(2) 災害や大規模事故等の危機事態への対応【危機管理課】

○大規模災害や事故時に危機管理センターを拠点として、迅速かつ的確に対応する体制を整備します。

5 強靱な都市基盤の整備

(1) 水害対策・治水対策の強化（SDGs⑬）【国・県事業対策課／上下水道課／土木管理課／住宅課／農林課】

○金勝川、葉山川の平地化及び中ノ井川河川整備事業の促進により、治水対策の強化を図ります。

○放流先である一級河川や流域幹線の整備に合わせ、雨水幹線を整備し、浸水被害の軽減を図ります。

○調整池の適切な維持管理とともに、開発に伴う事業者への洪水調整池設置等の指導に努めます。

○重要水防ため池の維持管理を推進します。

(2) 急傾斜地崩壊対策の強化【土木管理課】

○急傾斜地崩壊防止施設等の設置や啓発により、土砂崩れ・降雨による災害の抑制に努めます。

(3) 木造住宅等耐震改修の促進（SDGs⑪）【住宅課】

○昭和 56（1981）年以前に建築され、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修を促進・支援します。

○危険なブロック塀等について、撤去を促し、支援します。

関連する計画

○耐震改修促進計画

○地域防災計画

○道路整備プログラム

○国民保護計画

○橋梁長寿命化修繕計画

○新型インフルエンザ等対策行動計画

○業務継続計画

施策 10 循環型社会の推進

めざす姿

- 環境基本条例の理念の具現化を図るため、地球環境問題解決に関する取り組みを推進し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働・連携して、ごみの発生抑制と再資源化の取り組みにより、持続可能な循環型社会が形成されています。

課題と基本方針

- 地球温暖化防止への対策は、国際的な取り組みが進んでおり、本市においても、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築、環境行動の普及促進など、市民・事業者・行政それぞれが自らの問題として、一体となり、総合的な環境対策を進めていく必要があります。
- 産業廃棄物最終処分場については、二次対策工事が計画どおり令和3（2021）年3月に工事完了した後、モニタリング調査や跡地利用について、検討・協議を重ねていく必要があります。
- 市民の理解と市民・行政の連携のもと、ごみの分別や資源化、発生抑制に積極的に取り組んできた本市では、市民一人当たりのごみ排出量は比較的少なく抑えられています。
- 新環境センター整備に向けての取り組みを進めていく必要があります。
- 環境基本計画・行動計画の推進を図り、地球温暖化防止に向け、低炭素社会の実現を目指した取り組みの普及・啓発を図ります。
- 製造、流通、消費などあらゆる面において、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制や分別を推進し、ごみ処理量の削減を図ります。
- 可能な限りごみ焼却量を削減し、再資源化ルートへまわすとともに、処理方法の選択により、経済的、環境的に効果の高い方法を選出し、環境センターの適正な管理運営を推進します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 日常生活における資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルの見直し
- 家庭や職場における省資源や省エネルギーの継続的な実践

【事業者等に期待される役割】

- 事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識した環境負荷の抑制
- 省エネルギーなど環境と調和した行動

【行政の役割】

- 環境基本計画に定める施策における関係部署との連携
- 市民・事業者等からの環境に関する取り組みについての情報の集約・共有・提供
- ISO14001に基づく環境センターの運用

基本事業

1 環境基本計画・行動計画の推進

- (1) 環境基本計画・行動計画の推進 (SDGs⑬)【環境政策課／環境センター／総務課】
- 環境基本条例に基づき策定した環境基本計画・行動計画の普及啓発と適宜の見直しを行い、環境学習などを通じた環境意識の醸成に取り組むとともに、市民・事業者・行政のそれぞれの主体的な取り組みを促進します。

2 生活環境の保全

- (1) 公害防止対策 (SDGs⑭)【環境政策課】
- 事業所、工場等への立ち入り調査・指導など、公害の未然防止を推進します。
 - 河川水質や大気、騒音など、市内の環境状況等を調査・測定し、調査結果の公表を行うとともに、環境基準の目標指標の達成に努めます。
 - 産業廃棄物最終処分場問題について、周辺自治会・県・市と情報を共有し、計画に基づく対策工事の確実な推進と、跡地利用への地元住民の意見の反映及び速やかな活用を要望します。
- (2) 公衆衛生の保全【環境政策課】
- 火葬場の整備を検討します。
 - 墓地公園の適正な維持管理を推進します。
 - 自治会や事業者の自主的な保全活動を支援します。
 - 狂犬病予防注射の恒久的な接種を促進し発症防止に努めます。

3 資源循環とごみの適正処理の推進

- (1) ごみの発生抑制と資源化・減量化の推進 (SDGs⑫)【環境政策課／環境センター】
- 広報紙・ホームページへの掲載や出前講座などにより広く市民に啓発します。
 - ごみの発生抑制やリサイクルに取り組む市民団体の活動を支援します。
 - 生活環境保全推進会議等を通じて市民の意見を広く取り入れ、市民・事業者・行政の連携によるごみの分別及び発生抑制の啓発・取り組みを推進します。
 - 事業系一般廃棄物について、事業者への啓発普及を推進します。
- (2) ごみの適正処理 (SDGs⑫)【環境政策課／環境センター】
- 一般廃棄物の分別収集の徹底を促進し、資源ごみの再利用や焼却、最終処分等の適正処理を推進します。
 - 市民環境団体等との連携により、資源ごみの再利用や適切な処理を推進します。
- (3) ごみ処理施設の適正維持 (総合戦略)【環境センター／環境政策課】
- ごみ処理施設を適正に管理運営するとともに、施設の整備を検討します。

関連する計画

- 環境基本計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 分別収集計画

施策 11 公園・緑地の整備

めざす姿

- 豊かな緑が目につれ、憩いや遊びの場となる公園が身近にある、緑にあふれたまちなみになっています。

課題と基本方針

- 風格のあるまちづくりを実現していく上で緑が担う役割は大きいことから、景観計画や、緑の基本計画に基づいて、公園・緑地の充実を図るとともに、市民と行政が互いに協力しあいながらまちの緑を維持・創出していくことが必要です。
- 市街地や住宅地における花と緑の環境づくりを推進するため、市民主体による花と緑のまちづくりへの取り組みを促進すると共に開発指導要綱や地区計画における緑地条件にも適合しながら、維持管理に配慮した緑地確保を推進します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動
- 戸建て住宅における「いけがき設置奨励補助金」等の活用による積極的な敷地内緑化の推進

【事業者等に期待される役割】

- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動
- 開発指導要綱の規定に基づく緑地又は緑化用地の確保
- 開発区域の積極的な緑化など、地域住民が自然を享受できるよう考慮したまちづくり

【行政の役割】

- 市民主体による花と緑のまちづくりへの取り組みの促進
- 市街地や住宅地における花と緑の環境づくりの推進
- 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導

基本事業

1 公園の整備・管理の推進

- (1) 親しみのある公園の整備（SDGs⑩）【都市計画課／元気創造政策課】
 - 安全に利用できる公園づくりを推進するため、自治会が実施する自治会管理公園・みんなの広場の整備や遊具の修繕など、自治会が実施する公園整備を支援します。
 - 本市の特色を活かしながら、人々の多様な交流や日常的な憩いを楽しめ、各種防災活動機能拠点としても利用できる公園の整備を推進します。
- (2) 公園の適正な維持管理（SDGs⑩）【都市計画課】
 - 都市公園として必要な機能を確保するとともに、安全に利用できるよう適切な維持管理を行います。

2 緑化の推進

- (1) 緑化意識の啓発、緑化活動の支援（SDGs⑩）【都市計画課】
 - イベント・学習会などを通じて市民の緑化意識の啓発を図るとともに、市民による主体的な緑化活動を支援します。
- (2) 緑地協定の推進（SDGs⑩）【都市計画課】
 - 土地所有者等の合意に基づく緑地の保全や緑化に関する協定の締結を促進し、良好な環境づくりを推進します。
- (3) 新たな開発に伴う緑化の推進【住宅課】
 - 開発指導要綱に基づく事業者への指導により、宅地緑化を推進します。

関連する計画

- 緑の基本計画

施策12 都市景観・住環境の整備

めざす姿

- 市民の主体的な取り組みにより、コンパクトプラスネットワークを基本としつつ次代につなぐ快適な都市基盤や風格のある都市景観が整ったまちになっています。
- 地域文化に深い理解を持ち、地域主体で歴史文化資源を活用し、歴史や文化財を次世代に守り伝えるまちになっています。

課題と基本方針

- 良好な住環境を維持・向上していくためには、地域の利便性や快適性の向上を図るとともに、都市計画区域区分や農業振興地域整備計画などによって適正な制限のもとに地域特性を活かした計画的な土地利用が図られることが必要です。
- 本市に対する住宅需要は依然として継続しています。社会情勢や土地利用状況と照らし合わせ、地域特性を踏まえた土地利用の規制・誘導を図りながら、宅地の利用増進と公共施設の整備による健全な市街地の形成を誘導します。
- 住生活を取り巻く社会環境は空き家問題を始めとして変化してきており、公営住宅等の運営・管理も求められる役割が変化していることから、新たな住宅ニーズに沿った対応が必要となっています。
- 地域文化の継承・発展は地域市民の活動によるものであり、東海道歴史街道のまちづくりなど地域主導で進められる景観づくりや活性化のための行祭事は一層の発展が期待されます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 景観形成意識の向上
- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動

【事業者等に期待される役割】

- 安全で健康かつ快適な生活環境を確保できる宅地等の適正配置、公共施設等の整備及び近隣景観の形成
- 事業区域における「景観形成ガイドライン」に基づいた個性ある美しく住みよいまちづくりへの協力
- 地域活動やまちづくり活動の実践・行動
- 景観形成意識の向上

【行政の役割】

- 適正な土地利用の推進
- 新たな住宅ニーズに対応した良質な住環境の整備
- 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導
- 市民の主体的活動の支援・促進

基本事業

1 適正な土地利用の推進

- (1) 計画的な土地利用の推進（SDGs⑩）【都市計画課／農林課】
 - 都市計画マスタープランや都市計画区域区分の見直し、農業振興地域整備計画等の改定等により、地域の特性を活かした土地利用を推進します。
- (2) 開発指導・開発許可、建築指導の実施【住宅課】
 - 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導により、適正・良質な開発・建築の誘導を図ります。

2 良質な住宅・宅地の維持・向上

- (1) 地区の特性に応じた質的向上（SDGs⑩）【都市計画課】
 - 地区計画制度を活用し、市民の主体的な取り組みを基本とした地区の特性にふさわしいまちづくりを推進します。
- (2) 市営住宅の維持管理の充実（SDGs③）【住宅課】
 - 「公営住宅等長寿命化計画」に基づく適正な維持・修繕と管理運営により、安全で快適な住宅供給を図ります。

3 都市景観の形成及び市民意識の高揚

- (1) 風格ある都市景観の形成（SDGs⑩）【都市計画課】
 - 景観条例に基づき、風格づくり会談申出や景観法の届出等により都市景観の形成を図ります。
 - 屋外広告物等条例に基づき規制や誘導を行い、良好な屋外広告物景観の形成を図ります。
- (2) 市民の景観意識の啓発と活動の支援（SDGs⑩）【都市計画課】
 - 「堂々りっとう景観記念日」等において、景観に対する意識啓発を図ります。
 - 景観啓発と市民活動の支援により、歴史街道の魅力と市民の景観形成意識の向上を図ります。

関連する計画

- 都市計画マスタープラン
- 道路整備プログラム
- 百年先のあなたに手渡す景観計画
- 農業振興地域整備計画
- 住生活基本計画

施策 13 空家対策の推進

めざす姿

- 市民や団体等の関係者による空家等対策の主体的な取り組みが進み、快適で潤いのある住環境・生活環境が形成されています。

課題と基本方針

- 本市における住宅総数は年々増加を続けておりますが、平成 25（2013）年住宅・土地統計調査によると空家率は 8.5%となっており、滋賀県内では最も低くなっています。しかし、今後の少子化・高齢化による人口減少時代の進行により、空家は確実に増加することが懸念されます。
- 空家等の増加を未然に防止することで、安全で安心な生活環境の保全を図り、地域資源としての空家等の活用を促進するため、地域の特性に応じた適正な対策を推進するとともに、各主体が相互に連携を図り、協力して取り組むように努めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 空家等の活用への協力と、空家等の発生予防
- 地域団体による空家等の状況及び所有者等に関する情報の把握、適正管理に向けた助言及び相談、地域課題に応じた活用

【事業者等に期待される役割】

- 空家等を地域資源として捉えた、地域特性及び課題に応じた空家等の活用、並びに流通

【行政の役割】

- 空家等対策に向けた関係者の参加及び協力の促進

基本事業

1 空家化の予防・実態把握

- (1) 空家の実態把握 (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 自治会など地域と連携した定期的な現況調査を実施します。
- (2) 空家化の予防と啓発 (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 空家等対策に向けた相談体制を構築します。
 - 空家問題や空家化の予防に向けた講座や相談会等を実施します。

2 空家等の適正管理

- (1) 空家情報等システムによる情報共有 (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 空家情報等システムを構築し、適正な情報更新、情報共有を図ります。
- (2) 空家の適正管理に向けた体制づくり (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 空家等所有者に向け適正管理を啓発します。

3 空家等の利活用

- (1) りっとう空家バンクによる移住・定住促進 (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - りっとう空家バンクを活用した移住・定住を促進します。
- (2) 空家モデル事業を通じた連携づくり (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 空家等利活用モデル事業を通じて、空家対策における関連事業者・NPO等との連携を促進します。

4 管理不全空家等の解消

- (1) 特定空家等の認定、措置 (SDGs⑪／総合戦略)【住宅課】
 - 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の認定や措置を図ります。

関連する計画

- 空家等対策計画

施策 14 ライフライン（上下水道）の整備

めざす姿

- 市民生活において必要不可欠なライフラインである上下水道を市民が安心して利用でき、また次世代に継承することが出来るよう持続可能な上下水道事業が実現しています。

課題と基本方針

- 水道は、市民の生活と産業活動を支える大切なライフラインであり、安全な水道水の供給は市民に対する重要な責務です。そして、安全で安心できる水道を実現するためには、水源から蛇口までの水質管理をきめ細かく行うことが大切です。
- 水道においては「安全」で「安心」できるおいしい水道水の供給にこだわり、水質検査および精度管理の充実に努めます。また、水源水質の保全、水質向上の強化に努めていきます。
- 自然災害時においても、被害を最小限に抑える災害に強い施設の整備と、早期に復旧できる体制の確立が重要であり、災害に備えて水道施設の耐震化を計画的に実施し、施設の強靱化を図ります。
- 下水道については、面整備が計画的に進んできました。
- 今後は、供用開始区域における水洗化や老朽管の維持修繕など、下水道施設の計画的な維持管理に努めます。また、財源確保の取り組みを進め、健全な経営状況を持続させるとともに、経営基盤の強化を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 上下水道の適正利用

【事業者等に期待される役割】

- 上下水道の適正利用

【行政の役割】

- 包括業務委託事業者による創意工夫やノウハウの活用

基本事業

1 安全で安心できる水道の構築

(1) 水質管理の充実と水質管理体制の強化 (SDGs⑥)【上下水道課】

- 老朽管の維持・修繕や水道施設の適正な維持管理により、清浄な水質の維持に努めるとともに、適切な水質管理に向けた体制整備の強化を図ります。

2 強靱な水道の構築

(1) 水源地施設の耐震化の推進 (SDGs⑪)【上下水道課】

- 水源地施設の耐震化は、経過年数や施設の重要度などを考慮し、優先順位を設定し計画的な実施に努めます。

3 公共下水道維持管理の充実

(1) 下水道整備の推進 (SDGs⑥)【上下水道課】

- 公共下水道事業による未普及地の整備を進め、公共用水域の保全と生活環境の向上を図ります。

(2) 老朽管の維持修繕 (SDGs⑪)【上下水道課】

- リスク評価に基づき優先順位を付け効率的な管路調査を行い、破損箇所の修繕に努めます。

4 持続可能な上下水道の構築

(1) 経営の効率化 (SDGs⑪)【上下水道課】

- 持続可能な上下水道事業の実現のため、効率性を意識しながら、経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕に努め、経営基盤の強化を図ります。

関連する計画

- 水道事業ビジョン
- 水道事業経営戦略
- 公共下水道事業経営戦略

施策15 道路・交通の整備

めざす姿

- 道路の整備や交流拠点機能の強化など利便性の高い公共交通ネットワークの整備を通じて、広域交流、近隣地域交流を推進し、高齢化や災害等の緊急時にも対応できる、安心なまちになっています。

課題と基本方針

- 名神高速道路（栗東インターチェンジ・栗東湖南インターチェンジ）、国道1号、8号などの国土幹線をはじめとする道路交通による高い利便性は本市の特徴であり、人口の定着や多くの企業立地によるまちの発展を支えてきました。
- 人口や物流の増加で、県南部地域においては国道1号、8号をはじめとする主要幹線が慢性的に交通量の多い状態にあり、加えて、災害発生時に道路交通網の脆弱性が見受けられる状態です。
- 安全、経済、環境、利便性など多様な側面から幹線道路網の整備の早期実現、市内各地域と近隣を連絡する道路網を整備する計画が必要です。また、災害時等にも強い道路の整備を進め、災害の発生防止と災害発生時の道路施設の被害抑制や迂回路の確保を目指します。
- 市内を走行する民間バス・コミュニティバスは、地域住民の日常生活における移動や外出機会の確保・創出からも重要な役割を担っていますが、利用の拡大が課題となっています。近隣市や滋賀県と連携を取りながら、「バス交通体系計画」に基づくコミュニティバス運行の改善、民間バスの利便性の拡大に向けた関係機関への働きかけにより、公共交通機関の充実と市民利用の促進を図ります。
- JR 琵琶湖線及び草津線は、地域住民の日常生活における移動や外出機会の確保・創出からも重要な役割を担っています。JR 琵琶湖線においては複々線化及び栗東駅への新快速の停車等による利便性の確保、また JR 草津線においては複線化等による路線容量の拡大に努めていく必要があります。近隣市や滋賀県と連携を取りながら、JR 琵琶湖線・JR 草津線の利便性の拡大に向けた関係機関への働きかけにより、公共交通機関の充実と市民利用の促進を図ります。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 道路等用地の協力
- バスや鉄道の積極的な利用

【事業者等に期待される役割】

- 道路等用地の協力
- バスや鉄道の積極的な利用

【行政の役割】

- 道路整備プログラムの定期的な見直し
- 基盤整備の実施
- 狭あいな生活道路の拡幅にかかる啓発
- 公共交通機関の充実や基盤整備の実現に向けた関係機関への働きかけ
- コミュニティバス運行の改善

基本事業

1 道路網等の整備・維持

- (1) 計画的な道路網の形成 (SDGs⑩)【都市計画課】
 - 道路整備プログラムを定期的に見直し、都市計画道路など利便性の高い道路網の形成を推進します。
- (2) 幹線道路の整備【道路・河川課】
 - 都市計画道路（出庭林線、青地新田坊袋線）等の道路整備を推進します。
- (3) 市道・橋梁の長寿命化【土木管理課／道路・河川課】
 - 道路施設（植樹帯、舗装、ガードレール等）の維持管理により安全確保に努めます。
 - 橋梁の長寿命化による修繕工事を行います。
- (4) 道路・河川・調整池愛護活動の推進【土木管理課】
 - 身近な道路に対する市民・事業者等の愛護意識を高め、市民・事業者等主体による道路の美化活動を推進します。
 - 河川や調整池などへの愛護意識を高めるため、地域・行政の協働による維持管理により、河川や調整池などの美化活動を推進します。
- (5) 狭あい道路の整備【土木管理課】
 - 狭あいな生活道路の拡幅を推進し、地域の良好な居住環境の確保及び防災機能を強化します。

2 広域・近隣とのつながりを促進する基盤整備

- (1) 道路ネットワークの整備促進 (SDGs⑩)【国・県事業対策課／道路・河川課】
 - 広域幹線道路や市内県道整備事業を促進し、地域間の連携・交流強化と慢性的な交通渋滞の解消及び市街地内の通過交通の抑制を図ります。
 - 都市計画道路等の道路整備を推進します。

3 公共交通の充実

- (1) バスネットワークの確保（総合戦略）【交通政策課】
 - くりちゃんバスの効果的な運行の推進や民間バス交通の利便性向上の働きかけを行います。
- (2) 鉄道アクセスの整備【交通政策課】
 - JR 栗東駅への新快速停車や JR 琵琶湖線の複々線化、JR 草津線の複線化など、輸送力の増強を関係機関に働きかけます。

4 総合的な交通戦略の推進

- (1) 総合的な交通マネジメントの研究【交通政策課／都市計画課】
 - 公共交通機関や自転車の利用を含めた交通施策・交通手段の活用により、過度な自動車依存から総合的な交通マネジメント・交通ネットワークを目指す取り組みを研究します。

関連する計画

- 道路整備プログラム
- 橋梁長寿命化修繕計画
- バス交通体系計画

政策5 行政の安心を営む

| | | |
|-----|---------------|----|
| 施策1 | 市民参画の推進 | 70 |
| 施策2 | 効率的・効果的な行財政運営 | 72 |
| 施策3 | 行政サービスの品質向上 | 74 |
| 施策4 | シティセールスの推進 | 76 |

施策1 市民参画の推進

めざす姿

- 市民活動が活発に行われ、さまざまな協働のまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまちになっています。また、市民の声が届く優しいまちが実現しています。

課題と基本方針

- 本市では市民参画と協働によるまちづくり推進条例に基づき、協働によるまちづくりを進めてきました。
- ボランティアや市民活動団体等は、すでにまちの様々な分野で活躍していますが、小規模な組織が多いことから、組織運営や新たなボランティアの確保、情報発信など活動を継続していくための支援が必要です。
- 地域の課題解決や魅力アップに取り組む活動への支援を行うとともに、行政をはじめ大学や企業などとの連携による多様な主体によるまちづくりを推進し、市民の力を地域づくりに活かせる環境をつくれます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 公益活動への参画、参加

【事業者等に期待される役割】

- 公益活動への参画、参加、市民活動団体への理解・支援

【行政の役割】

- 公益活動団体の育成・支援、情報の公開、市民参画と協働を促す体制づくり

基本事業

1 パートナーシップのまちづくりの推進

- (1) ボランティア・市民活動団体等の育成・支援（SDGs⑪⑰）【自治振興課／元気創造政策課】
 - ボランティア・市民活動団体等に対し、助成や広報などの活動支援を行います。また、担い手づくりに取り組むとともに、大学や企業など多様な主体との包括協定をもとに、域学連携やネットワークの構築に取り組みます。
- (2) 協働によるまちづくりの推進（SDGs⑪⑰）【自治振興課】
 - 行政情報を分かりやすく発信するなど、市民と市が情報共有することで、協力し合える環境を構築し、協働しやすい環境を醸成します。
- (3) 市民活動の情報発信（SDGs⑰）【秘書広報課】
 - まちづくりに貢献のあった市民・団体等の表彰を通じて、市民活動の情報発信および市民への意識啓発を図ります。

2 市民参画の推進

- (1) 広聴活動の推進（SDGs⑰）【秘書広報課】
 - 市民によるまちづくりへの提案・意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや市長への手紙、市長のこんにちはトークやまちづくり座談会など、広聴活動に取り組みます。

関連する計画

- 市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画

施策2

効率的・効果的な行財政運営

めざす姿

- 全ての施策及び事務事業について継続的に行財政改革を実施し、全庁あげて施策・事業の選択と集中、再編、見直しを行うことにより、財政の健全化と併せて市民にとって最適な行政サービスを提供するまちになっています。

課題と基本方針

- これまでの厳しい財政運営に加え、今後も行政需要はますます増加する中において弾力的な財政運営が厳しい見通しであることから、継続して財政健全化に向けて取り組みます。
- 効率的で最適な行政サービスを提供するため、行政経営ツールの有効活用に基づく継続的な見直し、機能的な組織体制整備や職員の資質向上を図るとともに、関係市との相互連携による事務の共同処理や広域連携を進めます。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- まちづくりへの参画
- 行政等の行う取り組みのチェック

【事業者等に期待される役割】

- まちづくりへの参画
- 公共サービスのアウトソーシングの引き受け
- 行政等の行う取り組みのチェック

【行政の役割】

- 健全な行財政運営の推進
- 職員の資質向上

基本事業

1 健全な行財政運営の推進

- (1) 行政経営ツールの有効活用（SDGs⑪）【元気創造政策課／財政課】
 - 総合計画、行政改革などの行政経営ツールを合理的・客観的な基準に基づき評価・検証するとともに、PDCA サイクルによって次年度予算編成への反映や財政構造のスリム化を目指します。
 - 地方公会計を活用し、財務諸表を用いた実効性のある財政の健全化を目指します。
- (2) 中長期財政見通しの算定【財政課】
 - 各年度において、最新の経済情勢や財政状況を反映させた中長期財政見通しを算定します。
- (3) 行財政改革の推進（SDGs⑪）【元気創造政策課／財政課】
 - 行政改革大綱に基づく改善・改革や財政運営基本方針の実行により、財政の健全化を目指します。
- (4) 市有財産の有効活用【財政課】
 - 市有財産の適切な維持管理、施設改修及び遊休財産の処分など、市有財産の効果的な利用を図ります。
 - 「公共施設等総合管理計画」を基本に整備の優先順位を明確化し、公共施設等の計画的な更新・長寿命化を推進し、施設の複合化や統廃合による施設総量の適正化を図ります。
- (5) 職員の適正確保【総務課】
 - 業務や意思決定が迅速に行える組織の構築を図り、事務事業に応じた最も効果的な職員数の確保・適正化を実施します。

2 職員の能力向上

- (1) 職員提案制度の推進（SDGs⑪）【元気創造政策課】
 - 人材育成と職場風土の活性化の一環として、職員提案制度の活用を図ります。
- (2) 職員研修の充実【総務課】
 - 人材育成基本方針に基づき、継続的な職員研修の実施と、自己啓発の支援等により、職員のスキルアップと意識改革の向上を図り、広い視野と豊かな感性をもつ行政のプロとして、市民に信頼される職員の育成を推進します。
- (3) 人事評価の活用【総務課】
 - 人事評価を通して職員一人ひとりの目標・課題を明確化し、仕事に対する意欲や能力の向上を促進します。

3 広域連携の推進

- (1) 広域行政の推進（SDGs⑪⑰）【元気創造政策課】
 - 近隣市等との広域行政により、共通課題の解決や公共サービスの最適な行政運営を推進します。

関連する計画

- 総合計画
- 行政改革大綱
- 公共施設等総合管理計画
- 財政運営基本方針
- 人材育成基本方針

施策3

行政サービスの品質向上

めざす姿

- 内部チェックを踏まえた公正で、適正な事務事業の実施により、行政事務、行政サービスの品質が向上しています。

課題と基本方針

- 地方分権改革の進展や個人情報への意識の高まり、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入など行政事務が煩雑・複雑化するとともに、市民ニーズの多様化など、必要とされる行政サービスのあり方は変化しています。
- 情報システムの導入・運用にあたっては、行政サービスの安定的な提供に必要不可欠なものであるという認識のもと、機密性・完全性を十分考慮しながら安全性を重視し、経費削減や事務の標準化を進める観点からクラウド化を推進します。
- 業務に精通した人材の確保が厳しさを増しており、職員一人ひとりの能力向上とともに、内部のチェック体制の強化が必要となっています。
- 情報化社会の一層の進展により、膨大なデータを利活用することが行政サービスの提供や決定に有効であることから、データに基づく政策立案・評価へ寄与するよう本市内外のデータの有効活用を実施します。
- 内部チェック体制の強化により、業務の効率化や全庁的な事務処理の適正さの確保、AIなど最新のIT技術の活用やリスクの排除・コントロールを推進し、より質の高い行政サービスを提供します。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 公開情報に基づくまちづくりや行政の品質向上につながる提案や主体的な活動

【事業者等に期待される役割】

- 公開情報に基づくまちづくりや行政の品質向上につながる提案や主体的な活動

【行政の役割】

- 個人情報の適切な取り扱いの確保
- 情報公開の適正な実施
- 制度に対する広報周知及び開示請求への適切な対応

基本事業

1 効率的な総合窓口業務の実施

- (1) 諸証明自動交付サービスの利用拡大【総合窓口課】
 - マイナンバーカードによるコンビニ交付など、諸証明交付のノンストップサービスを推進します。
- (2) 総合窓口化の推進【総合窓口課】
 - 住民異動に伴う手続き窓口の一元化によるワンストップサービスを推進します。

2 情報戦略の推進

- (1) 情報システムの調達・運用【総務課】
 - 情報システムの調達・運用については、安全性と効率性を重視し、クラウド化を推進します。
 - A I など最新の I T 技術の活用推進により、行政サービスの品質維持もしくは向上、業務の効率化に努めます。
- (2) データの積極的な活用【総務課】
 - 行政サービスの効果的な実施に寄与するため、本市内外のデータの有効活用を推進します。

3 個人情報の保護と情報公開の適正実施

- (1) 個人情報の適切な取り扱いの確保【総務課】
 - 「個人情報保護条例」に基づく開示請求への適正取得など、個人情報の適切な取り扱いを実施します。
- (2) 情報公開の適正な実施【総務課】
 - 「情報公開条例」に基づき、市が保有する情報の市民への適切な公開を実施します。
- (3) 制度に対する広報周知及び開示請求への適切な対応【総務課】
 - 制度に対する広報周知及び開示・公開請求に対し、適切な手続きを進めます。

4 内部チェック体制の強化

- (1) 効率的な会計処理事務の実施適正な会計処理【会計課】
 - 公金の迅速・適正な管理運用を継続的に推進します。
- (2) 適正な監査事務の執行【監査委員事務局】
 - 各種監査業務の適切な執行に努めます。
- (3) 適正な入札・契約事務の実施【財政課】
 - 総合評価方式の拡充や一般競争入札の拡大など、公正・公平な入札・契約事務の運用を推進します。
- (4) 適正な課税徴収事務の執行【税務課】
 - 課税対象の的確な把握と賦課に努めます。
 - 納付方法の多様化により納税者の利便性を向上し、収納率の向上を図ります。
 - 市税徴収と連携し、国民健康保険税等の的確な賦課と徴収を推進します。

5 議会基本条例に基づく「市民によく見え、魅力ある議会」の実現

- (1) 効率的、効果的な議会運営と活発な議会審議【議事課】
 - 政務活動の充実を図り、政策立案能力の向上を目指します。
- (2) 市民に開かれた議会運営【議事課】
 - 議会内容を広報や議会報告会等で周知し、市民の議会への関心を高め、開かれた議会を目指します。

施策4

シティセールスの推進

めざす姿

- 市民が自らの住むまちの魅力に愛着や誇りを持ち、市民一人ひとりが自信を持って大好きなまちを紹介できる、または自慢できるセールスマンとなっています。

課題と基本方針

- まちの個性や魅力づくりに市民自らが関わることで、自分のまちを愛し、郷土を思う心を育み、栗東に生まれて良かった、育てて良かった、暮らして良かったという思いを市民が共有できるようにします。
- 今ある魅力を大切に、更に磨き上げながら、新たな魅力を発掘、創造、活用していきます。
- 本市の魅力を市内外に積極的に発信し、認知度の向上とより良い都市イメージづくりを行います。

各主体の役割

【市民や団体に期待される役割】

- 魅力的な地域資源の発掘と情報発信
- 地域活動やイベント等への積極的な参加

【事業者等に期待される役割】

- 既存の資源・魅力に磨きをかけるとともに、新たな資源・魅力の創出
- 地域活動やイベント等への積極的な参加と支援

【行政の役割】

- 本市の魅力づくりに取り組む市民の活動を支援
- 本市の魅力を共有できる機会の確保

基本事業

1 地域資源の活用

- (1) 地域の魅力向上と創出（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課／元気創造政策課】
 - 馬の活用をはじめ、本市の魅力ある資源を多分野において効果的に活用し、地域活力の創出に結びつける取り組みを推進します。
- (2) 地域資源の魅力発信（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課】
 - 既存の資源の活用とともに、これまで注目されてこなかった資源の掘り起こしや磨き上げを行い、市内外へのアピールを推進します。

2 多様な機会やメディアの活用

- (1) トップセールスの展開（SDGs⑰）【秘書広報課】
 - トップセールスによる、企業等との連携とまちのPRを行います。
- (2) 本市に関わる技能・技術者や著名人の活用（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課】
 - 本市にゆかりのある技能者や名人、著名人を紹介・活用することで、本市の持つ多彩なイメージを発信します。
- (3) 本市広報メディアの効果的な活用（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課】
 - 行政情報がすべての人に適正に伝わるよう伝達手段の多様化に取り組みます。
 - 誰にでもわかりやすいまちづくりの情報を伝えるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS、テレビメディアなどさまざまな媒体による特性を活かし、情報の即時性や迅速性、双方向性を高めるための情報発信の充実に取り組みます。
- (4) 新たなメディア・媒体の活用（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課】
 - 今後、情報技術等を使って新たに生み出されるメディアや媒体の活用に努めます。
- (5) イベント等の機会を活用した情報発信（SDGs⑰／総合戦略）【秘書広報課／元気創造政策課】
 - 様々なイベントの機会やマスコットキャラクター等を活用し、ふるさと納税を含め、市の効果的な情報発信を進めます。

関連する計画

- シティセールス戦略